

令和元年陸別町議会 12月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和元年12月10日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和元年12月10日 午後3時35分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	渡辺三義		中村佳代子			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	棟方勝則		
	総務課長	芳賀均	町民課長	（棟方勝則）		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保健康診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第68号	監査委員の選任について
4	議案第69号	陸別町保健センター条例の一部を改正する条例
5	議案第70号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第71号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第72号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
8	議案第73号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例
9	議案第74号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
10	議案第75号	職員の育児休業等に関する条例
11	議案第76号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
12	議案第77号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
13	議案第78号	予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例
14	議案第79号	令和元年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
15	議案第80号	令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
16	議案第81号	令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
17	議案第82号	令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
18	議案第83号	令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
19	議案第84号	令和元年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（本田 学君） ただいまから、令和元年陸別町議会12月定例会を開会します。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 11月11日第4回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面の中から1件、御報告申し上げます。

11月20日、北海道日本ハムファイターズ2019の陸別町の応援大使であります、鶴岡慎也選手と石川直也選手が、表敬訪問とトークショーなどのため来町されました。当町には12時ごろ到着したため、早速昼食をとりながらの懇談となりましたが、その際、球団からの刺しゅう入りボールを記念品としていただきました。このボールは、

役場庁舎の正面玄関展示ケースに展示しております。

懇談後は、陸別小学校に出向き、児童と触れ合いの時間を設けたほか、天文台を見学するなどして、午後4時15分からタウンホールにおいてトークショーが行われました。トークショーでは、シーズンを振り返ってキャンプやオフの過ごし方や来期への意気込みを話ししたほか、来場者からの質問にも親切に答えていました。

なお、お手元にお配りしております、事業、業務、工事等の発注一覧表につきましても、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（本田 学君） 次に、教育長から、教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

書面の中から1点御報告いたします。

10月1日から開催いたしました、第58回陸別町文化祭についてであります。

ことし陸別町文化協会は、創立70周年を迎えました。文化協会70周年に感謝をテーマに、従来の展示、芸能発表会、ふるさとの遺跡を歩くのほか、加盟団体以外の協賛・協力を得て10月1日から12月22日まで特別展示盆栽展、郷墨会40周年記念展示、本田ピアノ教室発表会、ふるさと劇場第102回公演と第103回公演、道民芸術祭、中村ピアノ教室発表会を企画展として新たに加え、ロングラン開催となりました。この間、599名の方が入場し、観覧いたしました。12月22日の中村ピアノ教室発表会を残すのみとなりました。

口頭で1点御報告いたします。

全道大会の出場についてであります。11月24日、北見市で開催されました第41回北見地区リコーダーコンテストにおいて、陸別リコーダーアンサンブルクラブに所属する陸別小学校4年生から6年生の7名が、小学校の部合奏部門で銀賞を受賞し、1月11日札幌市で開催されます第34回全道リコーダーコンテストへの推薦を受け、出場を決めております。

今定例会議会におきまして、出場経費に係る関係予算を計上しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日、午後1時まで提出してください。

---

## ◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、7番渡辺議員、1番中村議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月6日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和元年陸別町議会12月定例会の運営について、12月6日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、委員の選任1件、条例関係10件、補正予算6会計の合わせて17件であります。

次に、議会関係では、一般質問4名、町長からの諮問1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月12日までの3日間とすることに決定をいたしました。

なお、12月12日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

議案第70号から第77号までの条例の制定及び改正8件について関連性が高いと認め、提案理由の説明を一括して受けることにし、質疑、討論、採決は、議案ごとに行うことにいたしました。

次に、議案第79号から議案第84号までの令和元年度各会計補正予算6件についてありますが、従前の例と同様に提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計ごとに行うことといたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力を

お願い申し上げます御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月12日までの3日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの3日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第68号監査委員の選任について

---

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第68号監査委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第68号監査委員の選任について御説明申し上げます。

令和2年1月26日をもって監査委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をいただき、選任しようとするものであります。

現監査委員の飯尾清氏を引き続き監査委員に選任したいと考えております。

飯尾氏におかれましては、平成12年1月27日から現在まで4期16年間監査委員として御活躍され、高い見地から御指導をいただいております。住所は、足寄郡陸別町字陸別原野基線323番地4。生年月日は、昭和14年11月14日生まれで満80歳です。

飯尾氏は、昭和33年3月に北海道立北見北斗高校を卒業され、同年4月から小利別農業協同組合に就職、昭和44年6月、農協の合併により陸別町農業協同組合に勤務され、平成3年6月には参事に就任、平成11年4月から参事役、監査役として御活躍さ

れ、同年11月に定年退職されております。飯尾氏は、人格が高潔で、財務管理や事業の経営管理などについて大変すぐれた識見をお持ちであり、申し分のない方であると判断しているところであります。

何とぞ御理解の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第68号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第68号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第4 議案第69号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第69号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第69号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例についてですが、北海道の公衆浴場入浴料金の統制額が改正されたことに伴いまして、陸別町保健センター公衆浴場施設の使用料を改正するとともに使用時間の変更を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第69号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

議案集は、2ページをごらんください。

今回の改正は、保健センター条例のうち、公衆浴場施設の使用に関する一部改正となります。

議案説明書資料ナンバー 1、新旧対照表をごらんください。右側が旧、現行ですので、左側が新ということになります。

上段の表ですけれども、公衆浴場入浴料金の改正ですが、第 7 条関係別表第 1 で規定している入浴料金の料金設定の根拠としているのが、先ほども町長から申し上げましたとおり、北海道の公衆浴場入浴料金の統制額というものであります。この統制額が改正されまして、本年 10 月 1 日から施行されております。その内容は 12 歳以上の者、いわゆる大人が現行 440 円から 10 円値上げして 450 円ということでありまして、12 歳未満の料金については、据え置きとなっております。これにしたがいまして、当町の公衆浴場の入浴料金も改定しようというものであります。

次に、下段の表、第 9 条関係の別表第 2 では、これは統制額の変更とは関係ございませんけれども、公衆浴場の使用時間を定めているところです。現行の午後 3 時からという設定は、併設している歩行浴施設の利用に特化して設定しているものでありまして、公衆浴場の利用自体は午後 4 時からとなっております。現状、午後 3 時から歩行浴利用という方、3 時から 4 時の間に歩行浴利用をしたいという方はいらっしゃいません。ここ何年もゼロという状況が続いております。歩行浴自体がゼロというわけではございません。あくまでも 4 時から利用されている方がいらっしゃるということです。現状、実際いないので、実態に即した使用時間、午後 4 時から午後 9 時までに改正しようというものであります。

議案集 2 ページにお戻りください。

この条例には、附則を定めております。附則、読み上げます。

附則。1、施行期日。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2、準備行為。町民への周知、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができるというものでありまして、住民を含めた利用者への周知の時間考慮しまして、その施行日を令和 2 年 4 月 1 日からにしようとするものであります。

以上、条例の中身については説明をいたしましたので、これで説明を終わらせていただきますけれども、以後、御質問によりお答えしてまいります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） それでは、質問させていただきます。

北海道の公衆浴場入浴料金の統制額が改正されたと、北海道の公衆浴場の料金の統制額の改正というところ、どういう理由でなされたのですか。それと同時に、仮に 10 円を

上げて今後どのぐらいの増収になるのか、また、10円ぐらいだったら、うちの町で持てないのかどうか、そこら辺お尋ねします。それと、統制額に合わせないとならないのか、そこら辺もお尋ねします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まず、上げた理由でありますけれども、こちら道内の公衆浴場の入浴料金の値上げ幅を検討していた道公衆浴場入浴料金審議会、会長は北星学園の大学教授でございますけれども、現在の値段から値上げをしようというのは、いわゆる諸物価の高騰を含めて協議を進めていて、10円値上げになったということでありまして、それから陸別町がその10円を据え置いておけないのかということでもあります、こちらにつきましては私のほうからコメントできるものではありませんけれども、基本的には公衆浴場を名乗っていますので、こちらについては道の統制額に従って、料金を定めていくということにしているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） あと、10円の差。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 失礼しました。10円を上げることによって、増収の見込みというのは、10円分ですので、年間でいきますと、単純計算でいつでも3万数千円程度の増と見込まれます。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今の質問に続くのですがけれども、北海道の公衆浴場組合の金額というのは、全国でもかなり1位、2位並みの高値だと思っています。ほかの県では300円で行っている県もありまして、現在、陸別町は70歳以上の人は100円に入れるようにしていますけれども、だんだん利用客が減っていますので、町民は300円に入れるとか、そういうふうに住民サービスを行ってもよいかと思うのですがけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 公衆浴場の利用者の方ですけれども、町民の方が大多数の方でありまして、固定客であります。その方々に、サービスとして料金を下げるということもありますが、それ以外の方で料金を下げたことで入る人の影響については、特にこちらでは調査はしておりませんが、450円になっても300円になっても、それほど大きな違いはないのではないかというふうには思います。ただ、その辺について、近隣町村等もちょっと調査をする必要はあるかとは思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 300円だと、やっぱり450円だと家族で行くには高いなというお話もよく利用者に聞きますし、週に3回行ったとしたら、利用している方は6

0歳以上の方が多いと思うのですけれども、週3回行っても450円、月にしたら4倍差額が出るわけですから、この辺は近隣にも公衆浴場がなくて困っている町もありますけれども、陸別町はこういう立派なお風呂もありますし、天然温泉石なども入っていますので、たくさんの住民に利用していただけるように、改定をもう1度考えていただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 以前の調査では、当町でお風呂のない自宅というのが、住宅というのが緑町の公営住宅を除きまして、ほとんどないというのが実態であります。確かに公衆浴場で、広いお風呂で利用したいという方が当然出てくるかとは思いますが、先ほども言いましたように、近隣町村等の調査を行って、その辺でちょっといろいろ検討もしてみたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今、お風呂のない家庭と言いましたけれども、利用している方は多分お風呂がある家の方ばかりだと思うのです。ぜひ、その辺も考慮して町民が利用しやすいように、温泉ですから、お風呂ですから、交流の場ともなっていると話を聞きますので、その辺の検討をよろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 公衆浴場は御承知かと思いますが、各町村に1カ所、入浴できる施設を置かなければならないということで、当町におきましては民間の公衆浴場が廃止することに伴いまして、町で運営する公衆浴場を設けたところであります。この中で、公衆浴場の理念というのが、自宅にお風呂等がない方のためには設置をなさいということでありますので、もともとはこの理念に基づいて設置をしておるところであります。そういったことから必要かどうかについても含めて、先ほども言いましたように調査・検討をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の質疑の中だけでも、確認しておきたいのですけれども、今、10円上がって450円、今まで440円。今、言った高齢者の方は200円で入れるのですよね、（発言する者あり）100円でしたか。ということは、10円上がることによって、今度は110円になるのか、それとも100円でそのまま行くのか、その辺ちょっと確認したいのです。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） いま一度、ちょっと資料1ページを見てください。変更になっているのが、上の表の中学生以上の部分のところは440円から45

0円ということで、それ以外については変更はございません。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第69号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第6 議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第7 議案第72号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

◎日程第8 議案第73号一般職の任期付職員の採用等に関する条例

◎日程第9 議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第10 議案第75号職員の育児休業等に関する条例

◎日程第11 議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する法律

◎日程第12 議案第77号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第12 議案第77号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例まで8件を関連あるものとして、一括議題といたします。

なお、質疑、討論、採決は、議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承ください。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、短時間勤務並びに時間外勤務に関する規定の整備及び令和元年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴いまして、所要の改定を行おうとするものであります。

続きまして、議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第72号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、所要の制定を行おうとするものであります。

続きまして、議案第73号一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、一般職の任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるため、所要の制定を行おうとするものであります。

続きまして、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、時間外勤務代休時間育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第75号職員の育児休業等に関する条例についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員について定めるため又育児短時間勤務等について定めるため、所要の改定を行おうとするものであります。

続きまして、議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第77号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてですが、地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、人事行政の運営等の公表に関し必要な事項を定めるため、所要の制定を行おうとするものであります。

以上、議案第70号から議案第77号まで8件を一括して提案いたします。内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 大変恐縮ですが、説明の前に一部記載の誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと存じます。

議案集の48ページをお開きいただきたいと思います。議案集の48ページの提案理

由のところであります。提案理由の二つ目の任期付短時間職員と記載されておりますが、任期付短時間「勤務」職員ということで御訂正をお願いしたいと思っております。申しわけございません。

それでは、議案第70号から議案第77号まで、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の3ページをごらんください。

この条例は、短時間勤務並びに時間外勤務に関する規定の整備及び令和元年8月7日の人事勧告に基づき、公務員の給与等が改正となったことを鑑み改正を行うものであります。説明に際しましては、内容が改正された部分のうち、主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本条例は、適用月日や施行期日の違う規定があることから、このページからの第1条、そして13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページからの第2条と第3条までの条立てになっております。最初に、議案説明資料に沿って説明いたしますので、議案説明資料ナンバー2-1をごらんいただきたいと思います。議案説明資料ナンバー2-1では、ことしの8月7日に出されました人事院勧告の概要を記載してございます。

次の資料ナンバー2-2をごらんください。条例改正の概要を記載してございます。

第1条による改正は、人事院の給与勧告のあった国家公務員に合わせ、別表第1から別表第3までを改めるものであります。この給与改定の内容であります。行政職俸給表1につきまして、大卒程度に係る初任給を1,500円、高卒者に係る初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、平均改定率0.1%の増となっております。

第2条による改正は、国家公務員に合わせ令和元年12月分の勤務手当の月数を0.05月引き上げるものであります。現行0.925月を0.975月に改正する内容であります。

ここで、議案集13ページをごらんいただきたいと思います。

第3条による改正について説明いたします。

第1条及び第2条の改正規定は、文言の整理を行うものであります。

第3条の2及び第3条の3を削り、第4条に2項を加え、第4条の次に3条を加える改正規定は、再任用職員の昇給の基準等の整理を行い、育児短時間勤務職員等の昇給の基準等について、新たに規定するものであります。

次のページ、14ページをごらんください。

第10条の改正規定は、時間外勤務代休時間の導入に係る規定を設けたものであります。いわゆる欠勤した場合に、時間単位で給与額を減額して、給与を支給する規定であります。

第11条の改正規定は、正規の勤務時間が7時間45分未満の職員、正規の勤務時間を超えてした勤務時間が、1カ月について60時間を超えた職員に係る時間外勤務手当について定めたものであります。

16ページをごらんください。

第14条の改正規定は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めたものであります。

第15条の改正規定は、育児短時間勤務職員等に係る規定を設けたものであります。

次に、第16条の改正規定は、6月期と12月期の勤勉手当の月数を同じにするため、100分の95とするものであります。これは第2条で0.05月引き上げて0.975月とした勤勉手当について、引き上げた分の0.05月を来年度から、6月期に0.025月と12月期に0.025月とするための改正です。

なお、議案説明資料ナンバー2、2-2にも記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

第18条の改正規定は、正規の勤務時間が7時間45分未満の職員の通勤手当に係る規定を設けたものです。

17ページをごらんください。

次に、附則を読み上げます。

附則。施行期日等。第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

第1条第2項、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

給与の内払。第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

規則への委任。第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるであります。

なお、ただいま説明しました議案第70号の改正に対しましては、陸別町職員組合との協議を経て11月18日に合意を得て、今回の提案に至っております。

以上で、第70号の説明を終わらせていただきまして、次に、議案第71号の説明をいたします。

議案集の18ページをごらんください。

議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

本案につきましては、特別職の町長、副町長、教育長の期末手当の支給月を一般職員の期末手当と勤勉手当を合わせた月数と同じ月数に改正しようとするものです。

ここで議案説明資料ナンバー4をごらんください。

中段の四角で囲った第1条をごらんください。

令和元年度6月期の期末手当の現行2.225月につきましては、既に支給済みでありますので、12月期に現行2.225月を0.05月引き上げて2.275月とし、合計で現行4.45月から4.5月へと改めるものであります。適用月日は、令和元年12月1日です。

次に、第2条をごらんください。

来年度以降の期末手当につきまして、6月期と12月期を合わせて4.5月であります。一般職員と同様に6月期と12月期の支給を同じ2.25月ずつとするものであります。施行月日は、令和2年4月1日です。

議案集、18ページ、中段をごらんください。

附則を読み上げます。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第71号の説明を終わらせていただきまして、次に、議案第72号の説明をいたします。

議案集の19ページをごらんください。

議案第72号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について説明いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため制定するものであります。

この条例の説明の前に、国が、この法律を改正するに至った経緯を若干説明させていただきます。

議案説明資料5-1をごらんください。

ここには、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要を記載しております。最初の囲みの部分は、これら法律の改正理由になります。理由は、行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するために改正するとしております。

その改正内容は、臨時・非常勤職員において改正前の地方公務員法では、一般職、特別職、臨時的任用の3種類の形態がありましたが、厳しい財政状況や多様化する行政需要に対応するために臨時非常勤職員が増加している中で、任用制度の趣旨に沿わない運用が行われ、適正な任用がされていないことから、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を行うとし、さらに一般職の非常勤職員の任用等について、会計年度任用職員に関する規定を設け、制度を明確化するというものであります。この改正に伴いまして、会計年度任用職員に対する給付を規定するために、地方自治法の一部改正が行われました。

それでは、条例改正について説明をいたします。

議案説明資料ナンバー５－２と５－３を見比べながらごらんいただきたいと思ひます。

ここには改正後の職について整理して記載しています。資料ナンバー５－２では、職全体の類型の中での区分を見ていただきたいと思ひます。ナンバー５－３では、新臨時・非常勤職員に係る制度の概要というタイトルになっていますが、この区分表を用いて説明させていただきたいと存じます。

まず、表の左から２列目の特別職非常勤職員のところをごらんください。資料５－２では、一番右側の②特別職のところになります。ここで示しております特別職につきましては、前段で説明しました地方公務員法第３条第３項第３号の特別職ということになります。この特別職の範囲が厳格化され、採用の要件・対象に記載のとおり、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う者ということになります。

助言を行う者の事務の具体例としましては、顧問、参与、学校薬剤師、学校評議員が該当すると示されております。同様に調査では、統計調査員、国民健康栄養調査員、保険審査会専門調査員、建築物調査員等が該当すると示されております。診断では、学校医、学校歯科医、産業医が該当すると示されております。この特別職以外が、全て一般職ということになります。

資料５－２では、①でくくられたところが、全て一般職ということになります。今まで特別職非常勤職だった中で、改正後の規定に該当しない職を一般職へ振り分けることになります。例えていいますと、交通指導員や地域おこし協力隊が一つの例ではあります。これに当たります。ただし、交通指導員につきましては、当町の場合、今までの委嘱の手法や活動内容から、改正後の制度になじまないと考えておひまして、直接、町が採用する形をとらない方策を現在、検討しております。

次に、区分表の一番右の列、臨時的任用職員のところをごらんください。

この採用の要件・対象のところをごらんください。まず、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合というのが大前提となります。そして①から③に該当する場合に限られます。①の緊急の場合というのは、具体的に災害復旧に緊急に人手が必要であるという例が示されております。②の臨時の職に関するときというのは、任用から１年以内に廃止することが予想される職に関する場合という例が示されております。③は人事委員会を設置されている場合であります。採用候補者名簿や昇任候補者名簿がないときということで、一般職の臨時的任用職員の採用要件等も厳格されて、限られた範囲となります。資料５－２では、中央付近に縦書きに記載している③臨時的任用職員ということになります。

臨時・非常勤職員の一般職のくくりとしては、ほかに資料ナンバー５－２に記載がありますが、再任用職員と今回新たに規定します。会計年度任用職員と任期付職員があります。再任用職員は、既定の制度です。説明は割愛させていただきますが、任期付職員は、次の議案第７３号で説明いたします。

それでは、会計年度任用職員について説明いたします。

再び議案説明資料5-3をごらんいただきたいと思います。この資料によって、会計年度任用職員の制度の概要を説明していきたいと思ひます。区分表の真ん中の2例をごらんいただきたいと思います。採用の要件・対象のところを説明いたします。

会計年度任用職員は、その名のとおり、1会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職ということになります。そしてフルタイムの職とパートタイムの職があります。常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一である者が、フルタイムの会計年度任用職員で、常勤職員の勤務時間と比べ短い時間である者が、パートタイムの会計年度任用職員という区分になります。この後は、フルタイムとパートタイムの比較で説明していきます。

採用の方法は、双方とも競争試験又は選考が必要となります。以下、任期から懲戒処分まで基本的同じ内容ですが、この中で下から3段目の服務のところをごらんいただきたいと思います。どちらも適用ありとなっていますが、違いというのが、地方公務員法第38条の部分になります。ここでは営利企業へ従事等の制限が規定されています。いわゆる兼業については、任命権者の許可を受けなければならないということで、原則兼業はできないこととなっています。フルタイムは、この規定が適用されますが、パートタイムはこの制限の対象外ということになります。ただし、兼業に際しましても会計年度任用職員としての職務専念義務の担保、職務の公正の確保、職員の品位の維持は守らなければならないとされています。

次に、資料ナンバー5-4をごらんいただきたいと思います。

現行賃金で支払われていたのが、フルタイムとなると給料になりますが、パートタイムでは報酬として支払われます。手当につきましては、双方とも任期が相当長期にわたるものに期末手当が規定されます。また、フルタイムにつきましては、時間外勤務手当等のほか、一定の要件のもと退職手当が規定されます。休暇につきましては、双方とも年次休暇を初め、ごらんの休暇が規定されます。その他の勤務条件等として、双方とも育児休業や健康診断、ストレスチェックが規定され、社会保険等については勤務時間等により、厚生年金・健康保険・雇用保険を適用し、公務災害又は労災を適用することとなります。人事評価についても双方とも対象になります。

ここで議案集19ページをごらんください。

第1条で、この条例の趣旨、それから第2条で、会計年度任用職員の給与の定義等について規定しています。ページを飛んで行きますが、第3条から第16条には、フルタイム会計年度任用職員について規定されております。それから、第17条から第30条には、パートタイム会計年度任用職員について、それぞれの給与等を初めとしまして、ただいま資料で申しました内容を規定しております。第31条で、規則への委任を規定しております。

次に、附則を読み上げます。

施行期日。１、この条例は、令和２年４月１日から施行する。令和２年６月に支給する期末手当に係る在職期間の特例。２、この条例の施行日において、職員の臨時的任用に関する規則（令和元年陸別町規則第 号）による廃止前の陸別町定数外職員取扱規則（昭和５５年陸別町規則第１号）並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する訓令（令和元年陸別町訓令第 号）による廃止前の陸別町嘱託員取扱規程（平成２３年陸別町訓令第１０号）及び同訓令による改正前の陸別町地域おこし協力隊設置要綱（平成２３年陸別町訓令第２３号）の規定により任用されていた者が、引き続いて当該職務を行う会計年度任用職員に任用された場合において、令和２年度６月１日の基準日における在職期間は、令和元年１２月２日から当該基準日までの期間を在職期間とみなし、これを通算するであります。

なお、ただいま説明しました第７２号の改正に際しましては、陸別町職員組合との協議を経て、１１月１８日に合意を得て、今回の提案に至っております。

なお、ただいま説明の中で、「第 号」というところが空欄になっておりますが、これは条例が議決をいただきましたら、即座に手続を踏んで「号」が入ってくるということになります。

以上で、議案第７２号の説明を終わらせていただきまして、次に、議案第７３号の説明をさせていただきます。議案集の４１ページをごらんください。

議案第７３号一般職の任期付職員の採用等に関する条例について説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）の施行により公務員の職の整理が行われたことに伴いまして、任期付職員の採用等について新たに定めるものであります。

地方公共団体は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、条例の定めるところにより、任期付職員の採用を行うことができます。

ここで議案説明資料ナンバー６をごらんください。

この資料では、任期付職員の区分の内容を説明しております。全部で三つの区分がありまして、条例第２条で、この資料の区分１の任期付職員について定めております。条例第３条で、区分２の任期付職員について規定しております。条例第４条で区分３の任期付短時間勤務職員について定めているところであります。

議案第７２号で説明した会計年度任用職員との違いにつきましては、この表の一番右側の列の任期のところであります。５年以内、あるいは３年以内と規定されております。採用の際に、職員を必要とする業務が相当の期間任用される職員をつけるべき業務かどうかという点で、任期付職員か会計年度任用職員かを選択することになります。

議案集の４３ページをごらんいただきたいと思います。

条例、５条では任期の特例について、第６条では任期の更新について、第７条では任期付職員の給与についてを定めております。

それでは、附則を読み上げます。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第73号の説明を終わらせていただきまして、次に、議案第74号の説明をさせていただきます。議案集44ページをごらんください。

議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案は、育児短時間勤務職員、任期付短時間職員、時間外勤務代休時間、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項について定めるものであります。

ここで、この議案につきましては、議案説明資料の新旧対照表によって説明をいたします。資料ナンバー7-1をごらんいただきたいと存じます。

下線を引いている部分が改正部分となります。主な改正内容を申し上げます。

第2条の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により、同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員の1週間の勤務時間について定めるものであります。

次のページをごらんください。

第3条及び第4条の改正は、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについての規定を追加するものであります。

次のページをごらんください。

第8条の改正は、正規の勤務時間以外の時間において、命ずることができる勤務について規定するものであります。第8条の2の規定は、時間外勤務代休時間について定めるものであります。第8条の3の規定は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について定めるものであります。第8条の4の規定は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めるものであります。

第10条の改正は、休日に勤務した場合に代休を指定できる勤務日から休日のほか、第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等も除くことを定めたものであります。その他の改正は、文言の整理によるものであります。

次に、附則を読み上げます。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第74号の説明を終らせていただきます。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 説明を再開する前に、大変恐縮ですが、もう1カ所訂正をお願いしたい箇所がございます。議案集の27ページをお開きください。附則の一番下の行になります。施行に伴う「関係条例」としてありますが、「関係訓令」に訂正をお願いしたいと存じます。「訓令」に直してください。申しわけございません。

それでは、引き続き説明を申し上げたいと思います。

議案第75号の説明を申し上げます。議案集の49ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第75号職員の育児休業等に関する条例について説明いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員について定めるため、また育児短時間勤務等について定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、改正に当たりましては、一部改正とすると改正内容が複雑になりますことから、全部改正としております。説明に際しましては、主要な部分の概要を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、第1条のところで、地方公務員の育児休業等に関する法律を（以下「育児休業法」）と定めております。目的は、この育児休業法を実施するために必要な事項を定めております。

第2条以下の見出し等にありますが育児休業法第2条第1項について説明させていただきます。ここでは育児休業の承認を規定していきまして、要約しますと、職員は任命権者の承認を受けて当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休業することができる。同時に、非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で、条例で定める日まで育児休業をすることができるという規定となっております。

条例の説明に戻りますが、第2条の3では、育児休業法第2条第1項の条例で定める日について、新たに規定を設けるものであります。

次のページ、中段の第2条の4では、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合について、新たに規定を設けるものであります。

次に、議案集53ページをごらんください。下から4行目の第7条第2項では、勤勉手当を支給する職員から会計年度任用職員を除く規定を設けました。

次のページをお開きください。第8条では、号俸の調整をする職員から会計年度任用職員を除く規定を設けました。

第9条から、56ページ中段の第16条までは育児短時間勤務について、新たに規定を設けたものであります。育児短時間勤務とは、育児休業法で定められている制度で、3歳までの子を養育する労働者が、1日の所定労働時間を原則6時間とすることができる制度であります。主に、育児休業法において条例で定めるとされる内容について規定したものであります。

次に、附則を読み上げます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第75号の説明を終わらせていただきまして、次に、議案第76号の説明をさせていただきます。議案集の58ページをごらんください。

議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について説明いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について改正等を行うものであります。

第1条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年陸別町条例第35号）の一部改正であります。第3条に、1項を加える改正規定につきましては、会計年度任用職員の休職の期間についての規定を追加するものであります。その他の改正は、文言の整備であります。

第2条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年陸別町条例第36号）の一部改正であります。第3条の改正規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム会計年度任用職員については、給料ではなく報酬が支給されるため、文言を改めるものであります。

第3条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年陸別町条例第24号）の一部改正であります。これは法律の施行により、特別職非常勤職員の任用条件が厳格化され、これに該当しない職員について削除する改正であります。

ここで資料ナンバー8-2をごらんください。

この表の右側の下から四つ目にあります右側が現行になっております。四つ目にあります交通安全指導員の項目のところですが、新のほうで、改正後につきましては、交通指導員については該当しない職となりますので、下線の部分のある行を別表1から削ることになります。

議案集の58ページにお戻りください。

第4条は、公益法人等への陸別町職員の派遣等に関する条例（平成18年陸別町条例第11号）の一部改正であります。第2条の改正規定は、地方公務員法第22条が改正されたことに伴い、任用条文を改めるものであります。その他の改正は、文言の整備であります。

附則。第2項は、先ほどの第3条の改正において削除いたしました交通安全指導員に係る陸別町交通安全指導員設置条例（昭和45年陸別町条例第22号）を廃止する規定であります。

重複しますが、次に、附則を読み上げます。

附則。施行期日。1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。陸別町交通安全指導員設置条例の廃止。2、陸別町交通安全指導員設置条例（昭和45年陸別町条例第22号）は廃止するであります。

以上で、議案第76号の説明を終わらせていただきまして、次に、議案第77号の説明をいたします。

議案集の60ページをお開きください。

議案第77号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について説明いたします。

本案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定で義務づけられている人事行政の運営等の状況の公表について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により公表の対象にフルタイムの会計年度任用職員が加えられるため、この機会に条例を定めるものであります。

主要な部分について説明いたします。

第2条で、任命権者が人事行政の運営の状況を毎年6月末までに、町長に対し報告をしなければならないと規定しております。

その人事行政の運営の状況の実行につきましては、第3条の各号に掲げる第1号職員の任免及び職員数に関する状況、第2号職員の人事評価の状況、第3号職員の給与の状況、第4号職員の勤務時間その他の勤務時間の状況、第5号職員の休業に関する状況、第6号職員の分限及び懲戒処分の状況、第7号職員のサービスの状況、第8号職員の退職管理の状況、第9号職員の研修の状況、第10号職員の福祉及び利益の保護の状況、第11号その他町長が必要と認める事項となっております。

次に、第4条で、公平委員会が町長に対して、毎年6月末までに前年度における業務の状況を報告しなければならないと規定しております。業務の状況の事項につきましては、第5条の各号に掲げる第1号職員の競争試験及び選考の状況、2号給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況、第3号勤務条件に関する措置の要求の状況、第4号不利益処分に関する審査請求の状況となっております。

第6条では、町長が、人事行政の運営の状況の報告概要と業務の状況の報告を毎年9月末までに公表しなければならないと規定しております。

次のページになります。

第7条で、公表の方法、第8条で、規則への委任を定めております。

次に、附則を読み上げます。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第70号から議案第77号までの説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは16ページ、第14条、勤務1時間当たりの給与額の

算出についてともう一つ附則について、2点御質問いたします。

第14条について、給料及び寒冷地手当の月額合計額を規定されております。年間を通して支給される諸手当、これは寒冷地手当だけでなくほかにもあると思いますが、寒冷地手当だけを1時間当たりの給与の額に算出の対象にするには特別な理由があるのか。それから、2点目であります、17ページの附則、第2条、給与の内払についてであります、これは改正前の給与条例の規定を適用して支給された場合は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすということでもありますから、本年4月にさかのぼって給与、それから時間外手当等の給与に起因する差額、これを11月までの8カ月間さかのぼって支給すると、そのように理解してよいのか、以上2点お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 最初の1点目の御質問であります、時間外勤務手当の対象となるものにつきましては統一で逆に除外されるものが規定されておまして、それ以外のものは、議員おっしゃるとおり対象とならないとされております。

先ほど来、説明の中で申し上げておりますとおり、陸別町職員組合との合意に基づきまして今回寒冷地手当を含めるとしたものであります。

2点目の御質問であります、給与条例の遡及に関するものにつきましては、第1条の第2項で適用月日が定められております。平成31年4月1日からということで、議員のおっしゃるとおり、第2条で規定をしますことで、これとの整合性を保って差額を支払うという規定で、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほどの勤務1時間当たりの給与の額を決めるものに、手当の何を含めるかということにつきましては、今、総務課長の言葉のとおりだと思いますが、実は公務員だけではなく労働基準法適用される一般企業については、はるか昔からここは厳格に定められておまして、公務員につきましても総務省が3年か4年前に情報として、各自治体に通知したものと、私は理解しております。

したがいまして、後ほどまたお聞きすることになります、ほかの町のこの部分の規定をどのようにしているのかいろいろ見ましたら、いろいろあります。扶養手当が入れているところもありますし、いろいろあります。そういう状況であることをまず申し上げておきたいと思っております。

それから、14条の勤務1時間当たりの給与額、これは給料及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じて、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とするということになっております。それで寒冷地手当の支給、これは条例では毎年11月から翌年の3月までと規定されておりますので、5カ月間は支給されますが、残る7カ月間は支給されません。ただいまの1時間当たりの給与額の算定のこの規定を適用とした場合、今申し上げましたように、年度の4月と年度の11月では、合わせた金額は違

うわけであります、どの時点の給料及び寒冷地手当の合計額を1.2倍するのかであります。

それからもう1点ですが、第14条のただし書き、これで規則を定める時間を減じたものとなっております。これ具体的に減じる内容をお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） ただいまの御質問にありました寒冷地手当、11月から3月までの間につきましてはこの算出書で行うと、それ以外につきましては寒冷地手当を除いた計算式になっていることであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時36分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 失礼いたしました。ただし書きの点につきましては、休日と年末年始の部分を除くということであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、今、お答えいただいた1点目と2点目を合わせてのことになるのですが、先ほど言いましたように、この改定の規定の規定の仕方なのですが、ほかの町どのようにしているのか、非常に気になりましたので調べてみました。やはり寒冷地手当の支給月の範囲を、きちっと規定で明示しているところもありました。先ほどの答弁のことを要約いたしますと、勤務1時間当たりの給与額、これは給料は1.2倍、それから寒冷地手当は5倍、そして1週間の勤務時間に5.2週を乗じたものから、ただいま答弁がありましたように国民の祝日と年末年始の時間数を引いたもので除して出すと、そういう趣旨だったと思います。

あくまでも、この寒冷地手当の支給の範囲をほかの町のように規定しないで、このままやるのか、それからもう一つですが、このただし書きのさっきの点であります、10条の給与の減額、これはただし書きでない数字で減額を決めると、国民の祝日とか、年末年始の時間数が入っていないものを分母にすると。それから、時間外手当、夜勤手当とか休日手当、これはただいま説明あったように、国民の祝日、年末年始の時間数を減じて計算するというので、同じ1時間当たりの給与の額でも違うわけあります。ただし書きの前とただし書き後ですね。これからいけば減じるときは少ない金額、支給するときには多い金額を与えるとなれかねない、そのように考えるわけあります、いかがかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 条例の制定の方法からお調べいただいたということでありま

すけれども、こちらも関係機関いろいろ調査をさせていただきまして、あと他町村の条例等も参考にさせていただいて、このような条文にさせていただいております。

今、言われましたように、時間外勤務手当につきましても、ただし書きにつきましても、議員のおっしゃられるとおりでございますけれども、組合との交渉の中では時間外勤務については、寒冷地手当の部分についてその期間のみ、当然、月で変わる場合もあるわけですので、それぞれの時にやるということにしております。条文では、そこはそこ読み取れないわけではありますが、内容としては、そういう内容で進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほど来、組合との交渉では了承もらったということではありますが、これはやはり読み取り方としては不適切とは言いませんけれども、瑕疵になるだろうと思います。ですから、やはり明示はしておいたほうが、それか先ほど言いましたように、給料の1.2倍足す寒冷地手当としたら、給与条例の何条に支給する期間とかと決めたほうが、よりわかりやすいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 条文の内容については、今の内容で御理解いただけるようでありましたら、このままさせていただきまして、必要な状況が応じたときに、さらにまた条例の中で改定ということで、議会に上程させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第72号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番渡辺議員。

○7番(渡辺三義君) 今回、任用制度の適正化の確保について、明確化を図るということで一部改正ということですが、当町において今回、会計年度任用職員として該当する方というのは、おおよそどのぐらいいるのか、おおよそでよろしいです。

○議長(本田 学君) 芳賀総務課長。

○総務課長(芳賀 均君) 人数につきましては、あくまでも平成30年度の実績を踏まえての人数になりますが、約125人ということになります。

○議長(本田 学君) よろしですか。

ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決し

ます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長(本田 学君) これから、議案第73号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号一般職の任期付職員の採用等に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号職員の育児休業等に関する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号職員の育児休業等に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第77号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第77号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第13 議案第78号予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例**

---

○議長（本田 学君） 日程第13 議案第78号予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第78号予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例についてですが、町が出資する新たな官民連携組織は、その設立の経緯及び公共性の高い事業内容から、地方自治法第221条に定めるところの予算執行に関する調査権等が必要な法人であると判断し、調査等の対象となる法人を定めるため、本条例を制定するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） それでは、議案第78号の説明をします。

議案集の62ページをお開きください。

議案第78号予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例について説明をいたします。

本案は、9月定例会において出資金の補正予算を議決いただいて、町が出資する新たな官民連携組織は、現在、法人化に向けて準備を進めているところでありますが、ただいま町長が述べました理由から設立する法人を調査することのできる対象とするために、条例の制定をするものであります。

理由にあります地方自治法第221条では、予算の執行に関する町の調査権を規定しております。その第2項で、普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するために、予算を執行した相手のもので、その状況を調査し又は報告を聴することができるものと定められており、第3項において普通地方公共団体が出資している政令で定める法人に、この第2項の規定を準用すると規定されております。

この政令で定める法人につきましては、地方自治法施行令第152条で、普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲が定められております。この第1項第3

号では、普通地方公共団体が4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち、条例で定めるものと規定されております。

それでは、本文を読み上げます。

趣旨。第1条、この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第152条第1項第3号の規定に基づき、予算の執行に関する町長の調査等の対象を定めるものとする。

予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人。第2条、政令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、町が出資金、基本金、その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び及び一般財団法人並びに株式会社とする。

次に、附則を読み上げます。

附則。施行期日。1、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。2、第2条の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による第2条に規定する法人のこの条例の施行の日の属する事業年度に係る事業の計画に関する書類の作成及び議会への提出については、適用しない。

以上で、議案第78号の説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの説明をお聞きいたしまして、62ページであります。予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人として、地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定に基づくと書いてあります。それで、この規定では2分の1以内、第2号に規定する2分の1以上を出資している、ここにありますように一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、この対応はどのようになっているのか。それから、また、地方自治法第243条の3の第2項、この規定は町長は当該法人について毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出しなければならないと、そのようになっているわけでありまして、今年度については、適用しないというふうになっておりますので、このような経過措置を設けておりますので、今年度については提出はされないと、そのように理解してよろしいのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） ただいまの御質問の1点目でありまして、第2項で定めております2分の1以上を出資している法人に対しましては、条例で定めるとされておられませんので、法律に基づいて提出をいただいております。9月には新たに、それまでは出資金2分の1以上というのが、株式会社陸別町振興公社1社だったので、それが

9月に提出があったと思うのですが、新たに2社法人がふえまして、株式会社アトラスと株式会社陸別町農業環境支援公社、2社が提出されていると思います。今回、定める条例というのはそれで2分の1未満、4分の1以上の法人ということになります。

2点目の御質問ですが、まだ、株式会社が設立されておられません。それで準備段階につきましては、提出は要りませんというそういう規定になっております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第14 議案第79号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第7号）

◎日程第15 議案第80号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第16 議案第81号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

◎日程第17 議案第82号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第18 議案第83号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第19 議案第84号令和元年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（本田 学君） 日程第14 議案第79号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第7号）から日程第19 議案第84号令和元年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第79号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第7号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,443万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億60万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第80号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ536万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,514万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第81号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,221万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第82号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,668万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,111万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第83号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,540万円とするものであります。

続きまして、議案第84号令和元年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,886万3,000円とするものであります。

以上、議案第79号から議案第84号まで、6件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第79号から第84号までを一括して説明をさせていただきます。

まず前段で、各会計、各課目における共通する事項等につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算のうち、議案第79号の一般会計、議案第80号の直診会計、議案第81号の簡水会計、議案第82号の公共下水道会計の職員人件費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費についてであります。先ほど、本会議におきまして一般職と特別職の給与に関する条例の一部改正について御承認をいただいたところであります。給料等の改正に伴う補正予算を計上させていただいております。また、住居手当、扶養手当、寒冷地手当、児童手当の一部で区分変更等、それから時間外勤務手当では、今年度の実績に伴いまして見込み額を算出し、補正予算を計上しております。

それから、各会計におきまして、事務事業の確定、入札執行による減額が主な補正予算の内容となっております。簡略に説明いたしますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思っております。

それでは、議案第79号の説明から始めさせていただきます。

1ページをお開きください。

議案第79号令和元年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加、変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明したいと思いますので、15ページをお開きください。

15ページ。2、歳出です。

1款議会費1項議会費1目議会費3節職員手当等11万8,000円と4節共済費2万7,000円の補正予算につきましては、冒頭説明いたしました給与改定によるものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料5万円の増、3節職員手当等17万5,000円の減、次のページをお開きください。4節の共済費8万6,000円の減額補正につきましては、給与改正と職員1名の転居に伴うものであります。23節償還金利子及び割引料、譲渡事業償還金につきましては、庁舎内の電算機器の購入に係る備荒資金組合への償還金2,000円であります。これは、ことし4月1日から利率が0.02%から0.1%に変更となり、予算に不足が生じることとなるため、補正するものであります。

なお、後ほど債務負担行為補正において、変更のお願いをすることとなります。

次に、2目文書広報費18節備品購入費7万1,000円の補正であります。これはことし11月に広報用カメラのフラッシュライトが故障し、使用不能となりました。早急に同等機種を購入しようとするものであります。

次に、5目財産管理費13節委託料83万7,000円の補正であります。除雪業務85万7,000円の補正につきましては、ことし11月に町内ごみ処理場で使用していたショベルが故障しまして、現状では使用することが非常に難しい状況であります。また、修理ができて多額の費用が見込まれることから、構内の場内の除雪につきましては、現在、委託により行っている公共施設の除雪業務に加えて行おうとするものであります。

なお、その他の業務につきましては、当面の間イベントで使用している他課所管のショベルを併用して使用したり、場内のごみ搬送作業に平ボディー車両を借り上げるなどして、代替をします。なお、新年度の購入に向け、調整を図りたいというふうに考えております。タウンホール設備保守管理2万円の減額につきましては、舞台設備保守管理委託料の確定による減額の補正であります。次の25節積立金100万円の補正につきましては、各基金への積立金であります。内訳につきましては、ふるさと整備基金はふるさと納税29件41万円、いきいき産業支援基金は、指定寄附1件5万円とふるさと納税12件13万円の合計18万円であります。

次のページになります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税10件22万円、町有林整備基金はふるさと納税3件4万円、地域福祉基金はふるさと納税5件7万円、給食センター管理運営基金が5件8万円となっております。

続きまして、6目町有林管理費17節公有財産購入費27万5,000円の補正であります。場所につきましては、小利別でありまして、町外に転出されておられます2名の山林所有者から、合計5万1,098平米の土地と立木を町有林拡大事業として購入しようとするものであります。

資料ナンバー10に箇所図をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、7目企画費19節負担金補助及び交付金、地域間幹線系統路線維持費補助金1,035万5,000円の補正につきましては、路線バスの帯広線と北見線の赤字に係る負担金の計上であります。陸別町の負担分は、帯広・陸別線が547万7,000円で、前年度に比べて80万4,000円の減、北見・陸別線が487万8,000円で、前年度に比べて48万3,000円の増となっております。合計では31万7,000円の減額であります。

資料ナンバー11に、本年度の負担額一覧をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、11目交流センター管理費7節賃金、臨時管理人賃金につきましては、

オーロラハウスの管理賃金3万5,000円の補正です。これは最低賃金の改定に伴う単価アップによりまして、不足する賃金を補正するというものであります。13節委託料宿泊研修施設管理の99万7,000円につきましては、オーロラハウスの利用者の増に伴う補正でありまして、平成30年度の実績4,123人の利用に対しまして、ことしは204人増の4,327人を見込みまして、委託料の不足分を補正しようとするものであります。

次に、12目銀河の森管理費3節職員手当等3万9,000円と4節共済費1万2,000円の補正につきましては、冒頭説明しました給与改正によるものであります。12節役務費は、次の18ページをごらんください。宿泊予約システム利用15万1,000円と13節委託料のコテージ村管理42万4,000円につきましては、コテージの利用の増による補正であります。12節は、じゃらん会員のネット予約数の増加によるもの、13節のコテージ村の管理委託料は、利用棟数が平成30年度の実績792棟の利用に対しまして、ことしは121棟増の913棟が見込まれ、委託料の不足分を補正しようとするものであります。

なお、13節の委託料の施設設備等改修につきましては、銀河の森専用水道の滅菌設備更新事業の確定による10万4,000円の減額でありまして、委託料の合計につきましては、32万円の補正の計上であります。15節工事請負費につきましては、銀河の森専用水道の配水管布設替の工事の確定によります14万3,000円の減額の補正であります。

次に、2項徴税費1目税務総務費2節給料3万円、3節職員手当等2万1,000円、次のページ、4節共済費5万2,000円の増額の補正につきましては、給与改定等によるものであります。

2目賦課徴収費19節負担金補助及び交付金、負担金十勝圏複合事務組合4万5,000円の補正につきましては、税滞納整理機構の運営負担分の確定による追加の補正予算であります。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳3節職員手当等2万3,000円、4節共済費5,000円の補正につきましては、給与改定に伴う補正であります。

次の20ページをお開きください。

4項選挙費1目選挙管理委員会費2節給料1万8,000円の増額、3節職員手当等3万4,000円の減額、4節共済費5,000円の増額につきましては、給与改定等に伴う補正であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節給料4万5,000円、3節職員手当等43万8,000円、次のページへ行きまして、4節共済費10万7,000円の補正につきましても給与改定等々、扶養家族の移動に伴う補正であります。28節繰出金は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金34万5,000円であります。

次に、3目後期高齢者医療費についてであります。19節負担金補助及び交付金は、

北海道後期高齢者医療広域連合の平成30年度精算確定による259万4,000円の負担金の減額の補正、28節繰出金は後期高齢者医療特別会計の繰出金83万6,000円の減額の補正であります。

続きまして、22ページに移ります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費11節需用費、消耗品費の2,000円は、特別児童扶養手当の対象者が1名増となったことによる補正でありまして、同額が国庫支出金の事務委託金として入ってくることとなります。

2目児童福祉施設費2節給料7万3,000円の増額、3節職員手当等9,000円の減額、4共済費3万1,000円の増額の補正につきましては、給料改定等に伴う補正。

3目児童措置費20節扶助費は、児童手当の各部における対象者数の増減の見込みによりまして、合計290万円の補正となります。この児童手当につきましては、歳入において国庫負担金で210万9,000円と道負担金で39万2,000円が入ってくることとなっております。

続きまして、3項国民年金費1目国民年金事務取扱費3節職員手当等21万8,000円と4節共済費7,000円は、給料改定等に伴う補正。19節負担金補助及び交付金11万4,000円の補正につきましては、産前産後期間保険料免除等に係るシステム改修に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金であります。

次の24ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費であります。2節給料74万円の増額、3節職員手当等1万4,000円の減額、4節共済費26万3,000円の増額の補正につきましては、産休職員の復帰、扶養家族の移動、給与改定などによりましての補正となります。23節償還金利子及び割引料5万8,000円につきましては、実績のありませんでした、平成30年度の未熟児医療費の国庫負担金の返還金の予算計上であります。

5目診療所費28節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金536万4,000円の減額補正であります。

2項清掃費2目塵芥処理費11節需用費、消耗品費は販売量の増加見込みに伴う指定ごみ袋の追加購入費30万円と13節委託料におきまして、指定ごみ袋の販売委託料5万1,000円を計上しております。14節使用料及び賃借料につきましては、2款総務費1項総務管理費5目の財産管理費で説明をさせていただきましたが、ごみ処理場のショベルの故障に伴う場内でのごみ搬送作業のための車両の借上料15万4,000円の補正であります。

3項水道費2目水道費28節繰出金は、簡易水道事業特別会計への繰出金27万7,000円の減額の補正であります。

続きまして、26ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費であります。3節職員手当等2万4,0

000円、4節共済費8,000円の補正につきましては、給与改正に伴う補正。

2目農業総務費につきましても2節給料3万円、3節職員手当等63万9,000円、4節共済費5万円につきましては、扶養家族の移動、それから給与改正等に伴う補正であります。

4目畜産業費19節負担金補助及び交付金であります。まず、畜産・酪農収益力強化整備事業6,887万5,000円の減額につきましては、バイオガスプラントの建設に係る道補助金をそのまま農業環境支援公社に補助金として支出するために、6月に補正予算の議決をいただいたところですが、補助要件も厳しく、最終的に補助金を受けずに事業を進めることとなりましたので、その全額を減額するというものであります。

なお、歳入の道補助金につきましても、同額を減額しております。次の家畜糞尿共同処理施設整備事業1億8,137万1,000円の減額につきましても、バイオガスプラントの建設に係る土地の購入や外構工事などに、こちらは着工しておりますが、施設の建設工事には至りませんでしたので、未執行部分の費用を減額するというものであります。

2件合わせまして、2億5,024万6,000円の減額の補正予算の計上であります。

6目営農用水管理費15節工事請負費は、第2上陸別地区第1号施設配水管路新設工事の確定による58万円の減額。

7目公共草地管理費13節委託料は、トラリ団地雑用水施設流入管布設替委託業務の確定に伴う2万円の減額、15節工事請負費はトラリ地区の公共草地配電線路災害復旧工事の確定に伴う21万6,000円の減額であります。

8目農畜産物加工研修センター管理費3節職員手当等4万1,000円、4節共済費4,000円は、給与改定等に伴う補正であります。

28ページをお開きください。

2項林業費1目林業振興費13節委託料の森林地理情報システム保守管理事業につきましては、18節備品購入費28万6,000円と関連しておりまして、平成23年度に購入しましたパソコンが故障しまして、使用不能となりましたので、パソコン1台を購入して、新しいパソコンに森林地理情報システムを再設定するための費用として、委託料で5万5,000円を計上しようとするものであります。15節工事請負費につきましては、弥生地区の小規模治山事業の入札執行に伴う確定見込みによる176万4,000円の減額補正であります。18節備品購入費は、先ほど申しましたようにパソコン1台の購入、19節負担金補助及び交付金、未来につなぐ森づくり推進事業591万2,000円につきましては、当初予算で人工造林94.67平米を予定しておりまして実施してきましたが、道の補助金の対象として秋期地ごしらえ分47.83平米が追加されましたので、予算を追加計上するものであります。

なお、支出額の2分の1が道の補助金として入ってきます。

3目林道新設改良費15節工事請負費につきましては、林道ポントマム川沿線の法面補修の確定による4万9,000円の減額、林道東トマム高台線の側溝整備路面排水補修工事の確定による16万4,000円の減額、林道陸別薫別支線の改良工事の確定による92万円の減額、合わせて113万3,000円の減額補正であります。

7款商工費1項商工費1目商工総務費2節給料1万1,000円の増額、3節職員手当等63万9,000円の減額、4節共済費1万9,000円の増額につきましては、給与改定等に伴う補正。

次の8款土木費1項土木管理費1目土木総務費3節職員手当等62万円の減額。それから、次のページになります。4節共済費3万3,000円の増額につきましては、給与改定等に伴う補正であります。

次に、2項道路橋りょう費2目道路維持費15節工事請負費3,585万円の減額補正につきましては、社会資本整備総合交付金の申請をしておりました蹄橋がゼロ配分となりまして、この事業につきましては、次年度以降に先送りをして、さらに交付金の配分を待とうするものでありまして、蹄橋の長寿命化工事について減額をするものであります。

4目道路新設改良費15節工事請負費136万4,000円の減額につきましては、町道トマム川沿線の舗装工事の確定による補正。

5目街路灯費11節需用費は、街路灯の球切れの修理でありまして、本年度は既に13件を修理しておりまして、過去の実績から今後9件ほどの修理が見込まれますので、今回、21万円を補正しようとするものであります。

次のページ、15節工事請負費につきましては、今年度の東1条通、東1条仲通の街路灯のLED化工事の確定によりまして、34万6,000円を減額する補正予算の計上であります。

3項河川費1目河川総務費15節工事請負費は、6月に補正しました信常川、豊作川の補修工事の入札執行に伴う確定見込みによる53万9,000円の減額であります。

続きまして、4項住宅費1目住宅管理費11節需用費につきましては、町営住宅の修繕料300万円の補正であります。町営住宅の温水器ですとか、給湯ボイラーにつきましては、年次割りをしまして計画的に現在改修をしているところでありますが、改修前に故障するところが発生をしてきております。それから、ことしは明け渡しがこれまで19件と多くなりまして、古い住宅の場合、修繕費用も高額となってきましたことから、予算が不足してきております。今後、住民の移動が多くなります1月から3月の明け渡し後の修繕に対応するために、今回、予算を追加計上しようとするものであります。それから、15節工事請負費につきましては、つつじヶ丘団地の電気温水器の更新工事の確定による57万9,000円の減額、それから新町団地KMNI棟の外構補修工事の確定による14万3,000円の減額、合わせて72万2,000円の減額の補正。

2目住宅建設費13節委託料は、新町の交流館の解体実施設計ほか委託業務の確定に

よります15万4,000円の減額補正であります。

続きまして、32ページをお開きください。

32ページ、15節工事請負費につきましては、新町団地の公営住宅Q.R棟の2棟6戸の建設工事、それから外構工事、合わせて1,517万3,000円の減額であります。これにつきましては、事業の確定による減額の補正であります。コスト削減を図るために、2棟を一括して入札したことによりまして、このような大きな減額となっております。

次に、5項下水道費1目下水道費28節繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金385万円の減額補正であります。

続きまして、10款教育費1項教育総務費2目事務局費であります。2節給料7万5,000円の増額、3節職員手当等47万3,000円の減額、4節共済費5万5,000円の増額につきましては、世帯の区分の変更、それから給与改定等に伴う補正であります。21節貸付金奨学資金は、高校が継続3名、新規1名、大学等が継続5名、新規1名で確定したことによります96万円の減額補正であります。

3目教育振興費1節報酬2万2,000円と9節旅費費用弁償4,000円につきましては、教育支援委員会の会議の開催回数が増えるによる補正であります。8節報償費は、児童生徒芸術鑑賞事業として、ことしは音楽鑑賞を実施しておりますが、その謝礼金の確定によりまして10万円の減額補正であります。

次に、4目スクールバス運行管理費13節委託料45万8,000円につきましては、スクールバスの運行に係る委託料のうち、授業ですとか、社会教育事業、部活、少年団の利用におきまして、今年度は遠方に行くことが多く、運行距離ですとか、運行時間が増加したことによりまして、予算に不足が見込まれましたので、補正しようとするものであります。

次に、5目教育研究所費11節需用費は、所員が都合によりまして、各研究会に参加できなかったことによります食糧費3万円の減額補正であります。

続きまして、34ページをお開きください。

2項小学校費1目学校管理費13節委託料13万8,000円の減額につきましては、児童及び教職員の健康診断の確定による補正、15節工事請負費7万7,000円の減額につきましては小学校の軒天改修工事の確定による補正、19節負担金補助及び交付金1万2,000円の減額につきましては、教職員の人間ドック受診の確定による補正であります。

次の2目教育振興費19節負担金補助及び交付金3万円の減額につきましては、小学校修学旅行費交付金事業の確定による補正であります。23節償還金利子及び割引料、譲渡事業償還金につきましては、小学校の電算機器購入に係る備荒資金組合への償還金5,000円であります。これは、ことしの4月1日から利率が0.02%から0.1%に変更となりまして、予算に不足が生じることとなるため補正しようとするものであります。

す。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費13節委託料16万6,000円の減額につきましては、生徒及び教職員の健康診断の確定による補正。19節負担金補助及び交付金3万6,000円の減額につきましては、教職員の人間ドック受診に係る確定による補正であります。

次の2目教育振興費19節負担金補助及び交付金9万円の減額につきましては、中学校修学旅行費交付金事業の確定による補正であります。23節償還金利子及び割引料、譲渡事業償還金につきましては、小学校と同じく電算機器の購入に係る備荒資金組合への償還金5,000円であります。

4項社会教育費1目社会教育総務費8節報償費につきましては、中学生等海外研修派遣事業における英語教師に対する謝礼金でありますけれども、当町の英語指導助手が今回講師を務めたことによりまして、外部からの講師を求めなかったことで、6万円全額を減額というものであります。9節旅費、費用弁償につきましても、中学生等海外研修派遣事業に係る費用でありますけれども、同行した指導員の旅費の確定によりまして14万2,000円の減額補正であります。

続きまして、36ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金、文化団体活動推進事業の補助金につきましては、陸別リコーダーアンサンブルクラブが1月24日の北見地区予選を突破しまして、来年1月11日に札幌市で開催されます第34回全道リコーダーコンテストへの出場が決定しましたので、その旅費の3分の2の15万5,000円を補助しようとするものであります。補助の対象としましては、参加者の4年生から6年生までの7名と指導者3名分を見込んでおります。次の中学生等海外派遣事業の交付金につきましては、中学生13名が参加しておりますけれども、事業の確定によりまして60万1,000円の減額補正であります。

2目公民館費11節需用費の修繕料につきましては21万2,000円増額、5項保健体育費1目保健体育総務費11節需用費食糧費の2万6,000円の減額、これにつきましてはスポーツ推進員研究協議会の参加が2名で確定したことによりまして減額補正であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、町民スポーツレク大会開催交付金7万7,000円の減額、十勝管内スポーツ交流会交付金1万5,000円の減額、いずれも事業の確定による補正であります。

次に、2目体育施設費7節賃金28万3,000円の減額につきましては、プールの管理人の賃金でありまして、オープンのおくれですとか、低温による開館しなかった日があったことによりまして、雇用日数が少なくなりましたので、減額補正するというものであります。11節需用費の燃料費3万9,000円の減額、12節通信運搬費8,000円の減額、13節委託料体育施設維持管理費のうち10万円の減額をしておりますが、これにつきましては、しばれパークゴルフ場を今年度は開催しないこととしたこと

によりまして、減額の補正をするものであります。

1番上にあります修繕料につきましては、町民スケートリンクで使用しますホーキングマシンの修繕料でありまして、修繕が完了したことによりまして、1万1,000円の減額をするものであります。12節に戻りまして、12節の下の段の水質検査等につきましては、町民水泳プールの水質検査手数料の確定による減額2万2,000円、13節委託料につきましては全ての事業の確定に伴う補正であります。清掃業務は若葉のバーベキューハウスの清掃委託料3万6,000円の減額、施設管理は体育施設の管理委託料4万7,000円の減額、体育施設維持管理は町民運動場、緑町スポーツ広場、町民野球場、若葉パークゴルフ場の施設管理委託料4万2,000円の減額であります。14節使用料及び賃借料は、テニスコートの転圧に係る経費であります。例年、建設業協会がボランティアにより実施をしていただいておりますが、今年度につきましても同じく建設業協会が、ボランティアで転圧をしていただきましたので、当初組みました予算5万4,000円、全額を減額補正するというものであります。

3目学校給食費2節給料1万8,000円の増額、3節職員手当等6万5,000円の減額、次のページ38ページ、4節共済費1万円の増額につきましては、扶養家族の移動、給与改正などによりまして補正であります。

続きまして、12款公債費1項公債費1目元金23節償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度分の地方債の借入額等の確定に伴いまして、445万9,000円を増額する補正であります。

2目利子23節償還金利子及び割引料につきましても、平成30年度分の地方債の借入額等の確定に伴うものでありまして、こちらは179万3,000円の減額の補正であります。

39ページから41ページに給与費明細書を添付しておりますので、こちらは後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました。続きまして歳入の説明に入らせていただきます。8ページをお開きください。

8ページの1、歳入であります。

1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分についてであります。本年度分のこれまでの調定に基づきまして、1,159万9,000円を追加する補正予算を計上するものであります。

2項固定資産税1目固定資産税1節現年課税分につきましても町税と同じく、本年度分のこれまでの調定に基づきまして567万3,000円を追加する補正予算を計上するものであります。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税、今回、普通地方交付税につきましては、3,818万1,000円の減額の補正であります。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が18億2,716万9,000円、特別

地方交付税につきましては、当初と変わらず1億8,000万円でありまして、合計20億716万9,000円となります。令和元年度の普通地方交付税の決定額は19億5,461万5,000円でありますので、補正後の留保額につきましては1億2,744万6,000円となります。

次に、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料4節ふるさと交流センター使用料につきましては、110万8,000円の増額の補正であります。歳出で説明をさせていただきますましたが、オーロラハウスの利用者の増に伴う補正であります。5節銀河の森宇宙地球科学館等使用料につきましても、146万4,000円の増額の補正であります。こちらも歳出で説明しましたとおり、コテージ村の利用棟数の増に伴います補正であります。

2項手数料1目衛生手数料1節衛生手数料、指定ごみ袋等販売手数料80万円につきましては、販売実績を踏まえまして販売量の増が見込まれますことから、今回、補正するものであります。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金210万9,000円につきましては、児童手当に対する国庫負担金でありまして、歳出の確定見込みによる追加の補正であります。

次のページ、10ページをお開きください。

次に、2項国庫補助金3目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金、橋りょう長寿命化修繕事業交付金2,121万4,000円の減額であります。これは当初、弥生橋外3橋の補修工事を見込んでおりましたが、歳出も説明しておりますが、そのうちの蹄橋がことしの交付金の対象から外れまして、ゼロ配分となりましたので、見送ることとしました。これに合わせまして、その他の事業の確定見込みにより、減額の補正をするというものであります。

3項委託金2目民生費委託金1節児童福祉費委託金、児童扶養手当特別児童扶養手当事務委託金2,000円につきましては、歳出でも説明しておりますが、特別児童扶養手当の対象者が1名ふえましたので、補正するものであります。

続きまして、15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金46万4,000円の減額につきましては、平成30年度の精算確定による減額補正であります。2節児童福祉費負担金39万2,000円につきましては、児童手当に対する道の負担金でありまして、歳出の確定見込みによる追加の補正であります。

続きまして、2項道補助金4目農林水産業費補助金1節農業費補助金、畜産・酪農収益力強化整備事業補助金6,887万5,000円の減額につきましては、歳出でも説明しましたとおり、バイオガスの建設に係る道補助金でありまして、今回、補助申請を行わないこととしましたことから、歳出と同額の全額を減額補正するものであり

ます。次に、2節林業費補助金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金295万7,000円につきましても、こちらも歳出で説明しておりますが、地ごしらえ分の事業費の増に伴う追加の補正であります。小規模治山事業補助金93万7,000円の減額につきましては、弥生地区の事業の確定による減額、経営林道陸別薫別支線改良事業補助金も事業確定によります56万円の減額補正であります。2節の林業費、合わせまして146万円の補正予算の計上であります。

続きまして、16款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入1節土地売却収入の町有地売却収入17万9,000円につきましては、北海道横断自動車道の整備に係る土地の売り払い1,330.83平米、4筆分でありまして、場所につきましては日宗からポントナムにつながる一般道道苦務小利別停車場線の交点付近ということでありませぬ。

議案説明資料のナンバー9に位置図が示してありますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

3目出資金精算等収入1節株式譲渡収入につきましては、本年11月7日付で帯広市と北海道エアポート株式会社におきまして、地位継承契約が締結されました。現在、当町が保有する帯広空港ターミナル株37株を、北海道エアポート株式会社へ譲渡することとなるため、譲渡額112万6,000円を補正するものであります。

なお、譲渡の行使日につきましては、令和2年1月7日と通知がされているところであります。

次のページ、12ページをごらんください。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金67万円につきましては、まず、ふるさと整備資金が、ふるさと納税分29件41万円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金もふるさと納税分で10件22万円、町有林整備資金もふるさと納税分で3件4万円。2節教育費寄附金、給食センター管理運営資金もふるさと納税分の5件8万円。3節民生費寄附金、地域福祉資金もふるさと納税分の5件7万円。5節農林水産業費寄附金、いきいき産業支援資金は指定寄附分が1件5万円、ふるさと納税が12件13万円であります。

次に、20款諸収入3項貸付金元利収入3目奨学資金貸付金収入1節奨学資金貸付金収入の奨学資金償還金100万4,000円につきましては、一括償還につきまして1件96万円、それから平成30年度の貸付者の償還開始が1件4万4,000円ありまして、合わせて100万4,000円の補正となっております。

続きまして、4項雑入3目雑入7節雑入の98万円の補正につきましては、街灯ポールですとかスノーポール、それからグレーチングなどの使用できなくなりました不用物の売却収入でありまして、80万9,000円であります。次の立木補償費6,000円につきましては、先ほど16款財産収入で説明しました、北海道横断自動車道の整備で売り払う土地にある立木分であります。退職手当組合事前納付金精算還付金16万5,0

00円につきましては、十勝広域消防事務組合の平成28年度から平成30年度までの退職手当組合の事前納付金、これの精算に伴う還付金となっております。

続きまして、21款町債1項町債1目総務債1節総務債につきましては、銀河の森専用水道施設整備事業の確定による20万円の減額補正。

2目農林水産業債1節農業債につきましては、家畜糞尿共同処理施設整備事業の確定見込みによる1億8,140万円の減額、中陸別地区農道整備特別対策事業の事業変更に伴う50万円の増額、第2上陸別地区配水管整備事業の確定による60万円の減額、合わせまして1億8,150万円の減額補正であります。2節林業債につきましては、経営林道陸別薫別支線事業の確定見込みによります50万円の減額、弥生地区小規模治山事業の確定見込みによります100万円の減額、林道側溝整備事業の確定見込みによります10万円の減額であります。次のページ、14ページをお開きください。林道法面補修事業の確定によります10万円の減額。合わせて170万円の減額の補正であります。

3目土木債1節道路橋りょう債につきましては、町道トマム川沿線道路整備事業は確定見込みによる140万円の減額、共和橋改修事業は事業量の変更に伴う20万円の増額、蹄橋改修事業につきましては、事業の先送りによります1,020万円の減額、通学橋改修事業につきましては、事業量の変更に伴います20万円の増額。合わせて1,120万円の減額の補正であります。

以上で、歳入を終わりました、続きまして6ページをお開きください。

予算書6ページは、第2表債務負担行為補正であります。

追加につきましては、平成30年3月定例会におきまして議決されました、陸別小・中学校AED（自動体外除細動器）の借上料に係る債務負担行為の追加分でありまして、10月からの消費税率の引き上げに伴いまして、今後、4,000円の不足が生じますことから、不足分について債務負担行為を追加しようとするものであります。期間は、令和2年度から令和4年度、限度額は4,000円であります。

次の変更についてであります。本年度特別予算におきまして議決されました、北海道市町村備荒資金組合防災資機材の譲渡代金に係る債務負担行為の変更であります。備荒資金組合におきましても、平成31年4月1日に0.02%から0.1%に利率が変更となりましたので、これに伴いまして限度額につきまして変更しようとするものであります。期間につきましては、令和2年度から令和5年度までと変更はございませんが、限度額が変更前が419万3,000円から、変更後420万円に変更しようとするものであります。

次のページをお開きください。

予算書7ページにつきましては、第3表地方債補正の変更であります。

まず、起債の目的、一般単独事業（緊急自然災害防止対策事業）ですが、限度額が1,490万円から120万円減の1,370万円に変更となります。内訳につきましては、

小規模治山事業（弥生地区）が1,150万円から100万円減の1,050万円、林道側溝整備事業（林道トナム高台線）が230万円から10万円減の220万円、林道法面補修事業（林道ポントナム川沿線）が110万円から10万円減の100万円に変更となります。

次に、過疎対策事業債ですが、限度額が6億590万円から1億9,340万円減の4億1,250万円に変更となります。内訳につきましては、銀河の森専用水道整備事業が410万円から20万円減の390万円、家畜糞尿共同処理施設整備事業が3億円から1億8,140万円減の1億1,860万円、第2上陸別地区配水管整備事業が1,820万円から60万円減の1,760万円、中陸別地区農道整備特別対策事業が300万円から50万円増の350万円、経営林道陸別薫別支線事業が1,520万円から50万円減の1,470万円、町道トナム川沿線道路整備事業が2,210万円から140万円減の2,070万円、通学橋改修事業が300万円から20万円増の320万円、共和橋改修事業が340万円から20万円増の360万円、蹄橋改修事業が1,020万円から全額減額のゼロ円と、このように変更となります。

なお、利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で、議案第79号を終わりました。次に議案第80号の……。

○議長（本田 学君） 午後2時15分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第79号を終わりました。次に、議案第80号の説明に移りたいと思います。

議案第80号令和元年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、5ページをお開きください。

2、歳出です。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費2節給料254万6,000円の減額、3節職員手当等211万4,000円の減額、4節共済費83万2,000円の減額につきましては、一般会計の冒頭で説明しました給与改定等によるものと新規採用職員の看護師が、ことし10月1日付で採用に至りました。人件費につきましては、当初予算で1名分を確保しておりましたので、その差額分について減額し、補正しようとするものであ

ります。14節使用料及び賃借料の車両借上料12万8,000円につきましては、臨時医師の送迎に係るハイヤーの借上料であります。診療所医師の休日などの日当直に当たります臨時医師につきましては、北海道地域医療振興財団などを通して派遣をいただいているところではありますが、現在、管内からの医師の派遣が多くなっております。その移動につきまして、町内のハイヤーを利用していることが多くなっておりまして、今後の派遣予定回数を見込みまして、補正しようとするものであります。

6ページから7ページにつきましては、給与明細書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わります。歳入の説明をさせていただきます。

4ページのほうをごらんください。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金につきましては、財政対策分536万4,000円の減額の補正予算であります。

以上で、議案第80号を終わります。次に、議案第81号の説明に入ります。

議案第81号令和元年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

6ページ、2、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等6,000円の減額、4節共済費7,000円の増額につきましては、一般会計の冒頭で説明しております給与改正等によるものであります。

2款施設費1項施設管理費2目施設新設改良費15節工事請負費につきましては、陸別地区簡易水道施設機器更新工事の入札執行後の確定見込みによる84万3,000円の減額であります。

7ページから8ページに、給与費明細書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わります。次に、歳入の説明に移りたいと思っております。

歳入、5ページをお開きください。

1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目簡易水道事業補助金1節簡易水道事業補助金、簡

易水道施設整備事業補助金 16万5,000円の減額につきましては、陸別地区簡易水道施設機器更新工事の確定見込みによります補正であります。

4款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金 1節一般会計繰入金につきましては、財政対策分 27万7,000円の減額の補正。

7款町債 1項町債 1目簡易水道事業債 1節簡易水道事業債、機器更新事業 40万円の減額につきましても、陸別地区簡易水道施設機器更新工事の確定見込みによります補正予算であります。

以上で、歳入を終わりました、次に、4ページをお開きください。

4ページにつきましては、第2表地方債補正の変更であります。

過疎対策事業、機器更新事業で補正前 180万円から補正後 160万円となりまして、20万円の減額。簡易水道事業、機器更新事業につきましても同じく補正前 180万円から補正後 160万円となりまして、20万円の減額。合わせて 40万円の減額であります。利率については、記載のとおりであります。

以上で、議案第81号を終わりました、次に、議案第82号の説明に移ります。

議案第82号令和元年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費 3節職員手当等 28万1,000円の減額、4共済費 6,000円の増額につきましては、一般会計の冒頭で説明しております給与改定等によるものであります。

続きまして、2款施設費 1項施設管理費 1目施設維持費 13節委託料、施設設備保守管理 39万5,000円の減額につきましては、浄化センターの中央監視装置保守点検業務、それから器械設備分解整備事業業務の確定によります補正であります。施設移転等 76万5,000円の減額につきましては、当初予算におきまして町道の改良等に伴う管路の高さ調整の経費を見ておりましたが、これは使用いたしませんでしたので、全額を減額するというものであります。合わせまして、116万円の減額補正の計上であります。

次に、8ページをお開きください。

3款事業費 1項下水道整備費 1目下水道建設費 13節委託料、基本計画策定 89万円

の減額につきましては、事業計画変更業務の入札執行後の確定見込みによります38万円の減。それから、ストックマネジメント計画策定業務の入札執行後の確定見込みによる51万円の減額、合わせて89万円の減額の補正であります。15節工事請負費は、浄化センターの機器更新工事2,435万5,000円の減額であります。この事業につきましては、社会資本整備総合交付金の対象事業として実施しているところでありますが、今年度の交付要望が3,000万円に対しまして、約6割で交付決定されましたので、その交付決定額に合わせた事業に縮小したことによる、減額の補正予算の計上であります。

なお、9ページから10ページに、給与費明細書を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明をいたします。

5ページをお開きください。

#### 1、歳入。

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事業分担金1節下水道事業分担金、受益者分担金2万5,000円につきましては、平成31年3月に施行されました1件分の追加の予算計上であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業補助金1節下水道事業補助金、特定環境保全公共下水道事業補助金1,294万7,000円の減額につきましては、先ほど歳出で説明しました社会資本整備総合交付金でありまして、事業の確定見込みに伴う減額の補正であります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金は、財政対策分の385万円の減額の補正。

5款繰越金1項繰越金1目前年度繰越金1節前年度繰越金につきましては、189万2,000円の追加補正であります。これにつきましては、今回、前年度分の繰越金の全額を計上しております。

次のページ、6ページをお開きください。

6款町債1項町債1目下水道事業債1節下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業1,180万円の減額につきましては、事業の確定見込みに伴う補正予算の計上でありませぬ。

以上で、歳入を終わりました、次に4ページをお開きください。

予算書4ページにつきましては、第2表地方債補正であります。

変更であります。過疎対策事業、特定環境保全公共下水道事業で、補正前1,170万円から補正後580万円となりまして590万円の減額。下水道事業特定環境保全公共下水道事業についても、同じく補正前1,170万円から補正後580万円となりまして590万円の減額。合わせて1,180万円の減額となっております。

以上で、議案第82号を終わりました、次に、議案第83号の説明に入ります。

議案第83号令和元年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から説明したいと思いますので、6ページをお開きください。

2、歳出。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費1,000万8,000円の減額であります。これにつきましては、この減の要因であります。訪問介護で3名、特定施設入所者生活介護で3名、認知症対応型共同生活介護で2名減を見込んでおります。それに伴う減額であります。

3目施設介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付費1,011万円の増額であります。この主な要因につきましては、特別養護老人ホームの入所で2名増、介護老人保健施設入所で2名増の見込みによるものであります。

5目居宅介護住宅改修費19節負担金補助及び交付金、住宅改修費24万8,000円の増額であります。これは利用者3名分の増を見込んだ増となっております。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費の203万1,000円の増額であります。この要因につきましては、認知症対応型共同生活介護で、1名増を見込んだことによるものであります。

2目介護予防サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費4万円の増額につきましては、ケアプラン作成で1名の増を見込んで増となっております。

4項高額介護サービス等費2目高額介護予防サービス費19節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費5万8,000円の増額につきましては、これは1名が退所となったことによる補正であります。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費29万円の増額であります。この要因につきましては、利用者の1名増の見込みによるものであります。

以上で、歳出を終わりました。次に、歳入の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分、介護給付費負担金4万7,000円につきましては、歳出の介護給付費に係る国の負担分20%、施設分につきましては15%のルール分であります。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金 1 節調整交付金 2 1 万 7, 0 0 0 円につきましても歳出の介護給付費に係るルール分、7.9%分であります。

3 目保険者機能強化推進交付金 1 節保険者機能強化推進交付金 2 3 万 2, 0 0 0 円につきましてもは、介護保険法に基づきます被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防、軽減、悪化の防止などの取り組みに対する交付金であります。

続きまして、3 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分、介護給付費負担金 8 5 万円につきましてもは、歳出の介護給付費に係るルール分 1 2. 5 %、施設分が 1 7. 5 %分であります。

続きまして、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 1 節現年度分、介護給付費交付金 7 4 万 6, 0 0 0 円につきましてもは、歳出の介護給付費に係るルール分 2 7 %分であります。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節介護給付費繰入金、介護給付費分 3 4 万 5, 0 0 0 円は、歳出の介護給付費に係るルール分 1 2. 5 %分であります。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金 1 節介護給付費準備基金繰入金 3 3 万 2, 0 0 0 円は、介護給付費等に係る介護保険料の不足分について予算を計上するものであります。

以上で、議案第 8 3 号終わります。次に議案第 8 4 号の説明に移ります。

議案第 8 4 号令和元年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から説明いたします。5 ページをお開きください。

2、歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 3 節委託料、健康診断等 1 4 万 2, 0 0 0 円につきましてもは、健康診断の受診者について 1 5 名ほどの増を見込みまして、補正をするものであります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 9 節負担金補助及び交付金、事務費負担金につきましてもは、広域連合事務費負担分でありまして、平成 3 0 年度の精算確定による 2 8 万 4, 0 0 0 円の減額。保険料等負担金は、広域連合負担金の保険基盤安定分でありまして、平成 3 0 年度分の精算確定による 6 1 万 9, 0 0 0 円の減額。合わせまして、9 0 万 3, 0 0 0 円の減額の補正予算の計上であります。

以上で、歳出を終わります。次に、歳入の説明をさせていただきます。

4 ページの 1、歳入です。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金 1 節事務費繰入金 2 1 万 7, 0 0 0 円の減額につきましては、広域連合事務費負担金の平成 3 0 年度分の精算確定による 2 8 万 4, 0 0 0 円の減額。それから健康診断の受診者増によります 6 万 7, 0 0 0 円の増額による補正予算の計上であります。

2 目保険基盤安定繰入金 1 節保険基盤安定繰入金 6 1 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、保険基盤安定分の平成 3 0 年度の精算確定による 6 1 万 9, 0 0 0 円の減額であります。

5 款諸収入 3 項雑入 1 目雑入 1 節雑入 7 万 5, 0 0 0 円につきましては、健康診断の受診者の増に伴う追加予算の計上であります。

以上で、議案第 7 9 号から議案第 8 4 号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第 7 9 号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第 7 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、1 5 ページからを参照してください。

1 款議会費 1 5 ページから、2 款総務費 2 0 ページ下段まで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3 款民生費 2 0 ページ下段から、4 款衛生費 2 5 ページまで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、6 款農林水産業費 2 6 ページから、7 款商工費 2 9 ページ下段まで。

3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） それでは 2 7 ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費 4 目畜産業費 1 9 節負担金補助及び交付金の家畜糞尿共同処理施設整備事業、1 億 8, 1 3 7 万 1, 0 0 0 円の減額についてお伺いいたします。

これは説明にありましたように、ことし 3 月の臨時議会で 3 億円が予算化されていて、それをこの金額、減額するものでありまして、差し引き 1 億 1, 8 6 2 万 9, 0 0 0 円が予算執行ということになると思います。お聞きいたしますが、これは既に支出されているものなのか、もしされているのであれば、どの団体にいつ支出したのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 陸別町農業環境支援公社に対する補助金ということで、当初3億円を計上しておりました。これにつきましては、補助事業等で建設費を含んだ内容となっておりますが、その後、状況が変わりまして、令和元年11月6日付で変更承認申請を行っております。その際の額は、1億1,862万9,000円ということで、内容につきましては、土地購入代金、開発行為許可申請業務、地形測量委託、外構工事、埋処理機械の試験、貯留槽設計業務ということで、合わせて1億1,862万9,000円を見込んでおります。そのうち、支出済みなものにつきましては、土地購入代金687万9,304円、これは3名の方が地権者であります。それと開発行為許可申請業務126万7,856円、これは1社、随意契約で支払い済みであります。それと地形測量委託業務648万756円につきましても1社、開発行為許可申請業務と同じ会社になりますが、こちらについても支出済みであります。外構工事につきましては、受託業者は町内の4社による経常建設共同企業体でありまして、9月9日に入札を行いまして、総額で消費税込み2億460万円で契約をしております。ただ、初年度分ということで、現時点で8,190万970円を見込んでおりますが、これについては、支払いにつきましては年度末を予定しております。それと埋処理機械試験につきましては、これはほぼ確定で、今、支払う手続をするということなのですが、9万9,440円。それと貯留槽設計業務につきましては、現時点で2,200万円を見込んでおりますが、これは額と支払いにつきましては今後ということになりまして、まだ、未定の状況でございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま御説明いただきまして、既に支払われたもの、外構工事も含めて支払われたもの、それから、これから支払うものが説明受けたわけですが、この補助金の交付に至る手続といたしまして、概算払いもこの中に含まれているようではありますが、これまでに至る間に、この支払いに至るまでの間に、大きな事業変更が行われていたと思います。その部分に関して、この補助金の事務手続として交付申請の変更協議、これはそういうプロセスを経たのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 変更につきましては、当初4月の時点で補助申請を行っております。その後、変更承認申請ということで、これは町に対して、公社のほうから町に対しての変更申請という形にはなるのですが、それが11月に行っております。それが協議というような形になっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 11月が変更協議の最初であり最後であるということであれば、大きな事業の内容の変更といいますは、道の補助金がなくなったということと、不採択になったということと、参加農家構成が大きく減少したというこういう大きな変更

があるわけでありますが、11月が変更協議ということでありましたら、いずれにしましても今、事業が続いているということは、変更の内容は町として承認したと、理解できる内容であったということで承認したと、そのように理解してよろしいですか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 4月以降、6月に国の事業を受ける予定で補正をさせていただきまして、その後、7月に入ってすぐですね、当初6月末には内報が出るのではないかとということで動いていたのですが、7月に入って、こちらのほうで予定していた事業のメニューでは、実施できないというふうに通じがありまして、その後、町・農協・会社を含めて何回も協議をしてきております。その中で9月ですとか、9月、10月、12月、それぞれ議員協議会のほうでも報告させていただいておりますけれども、国の補助事業は受けずに実施するというので、まず決定をしております。その後、改めて規模確定等を行うために、説明会並びに農家の再取りまとめを行った後、これにつきましても三者で情報を共有しておりますけれども、議員おっしゃられたように農家の減少ですとか、規模についても当初見込んでいたものと若干変わってくるというようなことで、それらにつきましても三者で情報を共有しております、現在に至っている状況でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） さきの議員と関連する質問になろうかと思うのですが、いわゆる3月の議会で、これに伴う予算額を決めたわけなのですよね。そういった中で12月の今回の中で補正、それも1億8,000万円、3億円のうち1億8,000万円を戻すというか、そういう感じになろうかと思うのですが、やはり事業そのもの自身が当初予定していたものと大きく変貌したのなかと、私、思うわけです。

もちろん今、課長からの説明あったように、議員協議会でも、このことについては説明されておりますけれども、今、きょう現在の中で協議会で説明していた人数というか、参加人数というか、利用人数ですね、農家さんの。私が聞いているのは11、しかし、現在9人でないかという話を聞くのですけれども、その辺の詳細について町でどのように押さえているのか、まずその辺。

やはりこういう事業については、それなりに綿密なプランを立てた上で、途中で計画を大きく変貌する、僕は少なくとも18人のところを今9人ということは、5割減というそういった中で参加農家さんとか、あるいはそれに伴う原料の受け入れとかというものも、計画プランよりも変わってくると思うのです。そういった中で、この事業を進める上で12月に1億8,000万円、一応、補正で戻すというか、予定しないということになると、今後、この計画そのもの自身が相当な覚悟を持って、見直しをしなければならぬのではないかなと思うのですけれども、その辺について今回こういって補正を出されるということは、今後の事業に。もちろんまた必要とあらば、予算を組む

のかと思いますけれども、その辺が一応、行政として進める上でその辺の覚悟というのか、考え方をまず事業の流れですね、プロセス、その辺をいろいろ協議しなければならない面あると思うのですけれども、まずその辺についてのお答え。この時点で1億8,000万円戻すというのは、そのプロセスもう一度、説明願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今、議員がおっしゃられた人数が変わったという話につきましては、私どものほうでは全く把握をしておりませんといえますか、11戸のまま進んでいる状況だというふうに認識しております。

それと、補助金の今回の減額につきましては、当初、町費も含めて、町の補助3億円と国の補助も含めて、初年度で建設工事の一部もスタートするという見込みで計画しておりましたが、今回、建設工事自体が、外構は入りますけれども、本体の建設が今年度中には実施される見込みではないということでの減額ということで、今後、来年度以降、建設工事が始まるというふうになれば、その際にまた改めて予算計上となるかというふうに考えております。

規模なども含めまして、まだ現在も三者で協議中ということもございまして、現実的にはまだ発注というような形にはなっておりませんが、現状では、そのような形で今まだ進んでいるところでございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、課長の説明で、私が質問したので、あくまでもガセネタなのかもしれないけれども、11人が9人になっているという話、その辺とあわせて。というのは私も本当に近くに住んでいるものですから、やっている工事、外構工事をやって、産業常任委員会でも視察もというか、見ているわけですね、工事やっているところ。

今現在、町で押さえているのかわからないけれども、私的には簡単に言えば、工事が今ストップというか、もう終わったのか、外構予定どおり、建設機械というのですか、それが1台もないのですよね。だから、その辺はどういうふうに把握したのか、周りの農家の人たちに聞いたら、いろいろなあることないことみたいな話になってきているので、その辺はどこまで町で押さえて、どういう理由なのか、わかれば教えてほしいと思います。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 外構工事につきましては、雪が降る直前といえますか、先月末ぐらいで、今年度実施する分については終了したということで、現時点では機械等も下げられている形になっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 3回目の質問なのですけれども、この事業そのもの自身がかん

り、普通的に、お産的に言えば難産のような、補助金が予定したのがなくなったという、そういったプロセスの中で今後担当、町や農協やあるいは農家さんたちが相当な疑心暗鬼も含めて、大変な事態になるのではないかなと思うのですけれども、今後、そういうものを払拭するための鋭意努力というのは、どのような方向でやられるのか、その辺だけをちょっと教えてほしい。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今、まだ、三者で協議している部分もかなりありますが、内容が固まり次第、早急に農家さんの説明会ですとか、会社の取締役会も含めてどんどん情報を発信して、共有していくというような形で今後も進めていきたいというふうに考えております。三者の中でもそのような形で、現在、協議をしているところでございます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員質問のことなのですが、確かに当初の予定より戸数が減ったり、それはやっぱり補助がなくなったとかそういう不安、精神的な不安や何かから様子見とか何とかもあるのではないかなと思っているのですが、とりあえずやっぱり一番大事だったのは、効率のいいふん尿量で機械を合わせて入れて、たくさん発電して収入がよければ効率がいいのですが、それが戸数が減ったということは、やっぱりそれだけふん尿量も少なくなっているということなのですが、ポイント、ポイントで議会の皆さんにも説明はしてきていると思うのですが、今も参加してくれるという11戸の皆様方は、やっぱり今までどおり環境問題等もあるので、ぜひとも必要で何とかしてほしいという気持ちもありますので、可能性のあるものは町としてもそこら辺、協力していきたいという気持ちは変わりはありませんので、今も鋭意そこら辺打ち合わせをしているところであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、8款土木費、29ページ下段から32ページ中段まで。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費32ページ中段から、12款公債費38ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 10款教育費の関係であります、34ページ、2項の小学校費2目教育振興費19節負担金補助及び交付金、修学旅行費交付金事業で3万円の減額。同じく35ページ、3項中学校費で同じく9万円の減額。さらには同じく36ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金、中学生等海外派遣事業60万1,000円の減額。これらにつきましては、当初予算においては小学校が

16万円、中学校が42万円、海外派遣事業については、6月議会定例会における予算補正で、13名で365万6,000円が予算化されていたものであります。いずれも減額の補正をするわけでありましたが、その減額の理由なのですが、旅行代金が安くなったのか、または対象となる生徒数が減ったのか、あるいは不参加者が発生したのか、このことについて伺います。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の修学旅行費交付金事業の関係でございます。

議員仰せのとおり、当初、小学校においては16人分16万円、中学校においては14人分42万円を計上していたところでございます。この助成金に関して、実は別件で準要保護特別支援就学援助という制度がございます。これは課目的には20節の扶助費で工面するべきものですが、そちらの就学援助については修学旅行費、こちらも就学援助の対象になっておりまして、該当する児童生徒の分の修学旅行費につきましては、就学援助費のほうで工面をしたというところでございます。でありまして、小学校につきましては就学援助の対象者が3名、中学校においても同じく3名おりましたので、修学旅行費の交付金につきましては、それぞれ3名分が今回減額となるということでございます。

二つ目の御質問ですが、海外研修派遣事業の60万1,000円の減額の理由でございます。

当初、予算編成におきましては旅行代金、これにつきましては旅行会社3社からお見積もりをいただいて予算を計上しているわけですが、最大のネックといたしまして、実は燃油サーチャージといたしまして、航空機燃料の原油価格の一部を乗客が負担をするという制度があるのですが、これに関して年6回ほど改定がされると聞いております。それに対応するために、見積もりをいただいたその当時の燃油サーチャージにプラス2万円という形で、1年当たり増額した予算編成としております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり年6回の改定があり、その燃油サーチャージが急騰する場合もございます。そういったことに対応するため、保険として1人2万円分多く予算的には見積もって計上させていただいております。

あと、実施に当たっては、同じく3社から旅行代金の見積もりをいただきます。これによる減額も60万1,000円の大きな減額の理由となっております。ちなみに影響額を申し上げますと、1人頭の単価になりますが、旅行代金につきましては約1万9,000円が減額になっております。それと燃油サーチャージに相当する分に関しましては、1人当たり2万7,000円の減額ということで、総額61万円の減額とさせていただいております。ちなみに対象となる生徒13名、全員が海外研修に参加をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、36 ページの10 款教育費4 項社会教育費1 目社会教育総務費1 9 節負担金補助及び交付金補助金の文化団体活動推進事業のリコーダークラブの全道大会の補正ですけれども、先ほど教育長の行政報告でもありましたリコーダークラブが、全道大会に行くということでこの金額が上がっているのですけれども、リコーダークラブも活動が長くなりまして、今までは小学校の先生が指導していたと思うのですけれども、皆さん転勤のために新しい指導員を探していて、今回、町の職員が引き受けてくれて、リコーダークラブを存続していると思います。リコーダークラブに限らず、スポーツ少年団全般に指導員不足といいますか、指導員を確保するのにとても苦労していると思います。今回、補助金ですけれども、3 分の2 ということですが、指導員の分も3 分の2 ということなのではないでしょうか。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 議員の御質問にお答えいたします。

1 点目というか、最初に御発言いただいた指導者の確保というのは非常に難しいということ、私も承知をしているところでございます。御質問のありました助成率3 分の2、指導者にもそれが該当するののかという話ですが、指導者の係る経費につきましても、3 分の2 ということに助成をさせていただいております。これにつきましては、スポーツ振興基金の運用に合わせた形で係る金額の3 分の2 ということ、文化団体活動推進事業、リコーダーさんの全道大会出場に当たっては、3 分の2 の補助率を児童の皆さん、それから指導者の皆さんにも合わせて3 分の2 ということをお願いしております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 指導員の分も3 分の2 ということですが、微々たる金額で活動、自分の仕事を割いて一生懸命やったださって、途中で仕事を抜けて活動してまた仕事に戻るといった場面も何度も見えています。それで頑張れば頑張るほど、全国大会・全道大会に行くほど自分たちの指導員としての持ち出しが多くなるのでは、ちょっと申しわけないのではないかと思いますので、ぜひこの辺、指導員だけでも全額補助できるように、スポーツ運用基金を通して運用を見直ししていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今回の補助に関しまして、指導員分の全額補助ということでもありますけれども、以前、議会の中でも全道大会・全国大会は、いずれも3 分の2 の補助ということで運用しているところであります。以前については、全道3 分の2、全国へ行くときについては、めったにない優秀な成績をおさめたのだから、全国の時ぐらい

全額でもいいのではないかというようなお話の経過もありましたけれども、今、3分の2でずっと推移をしているというような状況であります。

結局、自己負担が3分の1が持ち出すということでもありますけれども、本来的には全額全て個人の支出で本来行くべきものというところに対しまして、町としては従前大体半分だったかなと、2分の1だったかなというふうに思いますけれども、それを運用基金が設立いたしましたして、その後、3分の2の補助に上げてきたという経過があるのかなというふうに思っております。

御指摘のとおり、ボランティアで指導者が活動していて、持ち出しをするのはどうかという御指摘かというふうに思いますけれども、考え方といたしましては、全道大会等に行かれるときに、個人なのか会なのか、逆に保護者側のほうで、指導者の負担分を負担するというやり方もあるのかなというふうに思っておりますけれども、現状では各個人の中で実施をさせていただいているというのが現状でありますので、現状ではそのような経過の中で運用、スポーツ運用基金の運用基準を前例として、今回、リコーダーアンサンブルクラブの全道大会の出場も経費見させていただいたということでもありますので、現状のところではこの形の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 3分の2を補助しているということで、ほかの町では、そういう補助もないところもあるかもしれないですけども、子供の3分の2というのは親が負担するのは、これはいたし方ないと思っても指導員分だけでも、やはり何とか考えていってほしいと思うのですけれども、もう1度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今回の大会出場補助ということでもありますけれども、スポーツ振興基金の運用基準の中では、例えば今、スポーツ少年団等で指導者、特にサッカーが多いのですけれども、サッカーの指導者につきましては審判等の資格の関係で、同じ資格持っていても毎年その更新をしなければならないというところにつきましては、帯広等まで受講するだとか、今、インターネットで受講も可能なのですけれども、それらに係る経費が大体1万円前後ぐらい、毎年しているわけでもありますけれども、そちらについては指導者に係る経費というのは、更新等全てそれは全額を見ているというふうなところで、保護者への負担がなるべくないように、また、ボランティアで行っている指導者についても、負担がないようにということでの配慮はやっているところであります。

今、中村議員言われたとおり、指導員分の大会等の出場の経費について、残り3分の1が自己負担というふうな形ですけども、こちらのほうにつかれましたは、今後、近隣町村等も状況を見ながら、調査・検討をさせていただきたいというふうに思っております。

ます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 今の先の議員の関連質問みたいになってしまって申しわけないのですけれども、申しわけないというよりもやりとりを、教育長の考えを聞いていたのですけれども、少なくともふだんの指導というのと大会に行くということになれば、また別レベルだと思うのだよね。だから、やっぱりそれだけ、ふだんのここで町内で練習しながら、あるいはそれに活動していると。しかし、それによって成果品として大会に行くということになれば、やはりそれ相応の奨励金ということで、簡単に言えば全額そういう大会に行ったときは、町で、行政で見ますというそういうふうにしないと、張り合いがないと思うので、その辺もう1度見直してもらえないかなというふうに、今、質問と答弁を聞いて思ったのですけれども、どうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 見直しにつきましては、今、この場で私のほうから即答というわけにはいかないのですけれども、ただ、3分の2の補助が多いか少ないかというふうな議論になってくれば、私とすれば近隣町村の補助ぐあい見ると、3分の2というのは決して安くない補助だと、割合だというふうには理解しておりますので、この部分について今後子育て支援だとか、指導者の負担分を保護者がということになれば、またいろいろな負担が子育て中にかかるということの観点から見て、総合的にもう少し検討していかなければならない事項かもしれませんけれども、今、この場では補助額すぐ見直しというような結論には至らないかなというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 私が言いたいのは、ふだんのこういう活動、スポーツにしても文化にしてもやっている、練習というのですか、そういうのをやるけれども、やはり大会ということになって、大会の場合は、今言ったように近隣町村のどうのレベルではないと思うね。やっぱりそれを乗り越えて、選抜されて行くということになれば、一つの特異な参加形だと思うので、だから先に言ったように大会に行くのであれば奨励金として、全額保障しますよというふうにしたほうが、先ほど言ったように、やっている人たちの励みになるのではないかなという意味なのですけれども、その辺どうですか。ふだんの活動と大会に行くという形と分けて考えてほしいのですけれども、どうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 私的には、スポーツ活動についても文化活動についても日ごろの活動、それから大会だとかいろいろな出先に行くという場合もありますけれども、決して一つ一つを切るというわけではなくて、一連している活動だというふうに思っ

おりますので、その一連の中で保護者負担がどれくらいあるのか、それに対して町としてどこまで助成していけるのかということで、これは大人の体育連盟だとか文化協会だとかも、同様なことが言えるのかなというふうに思っておりますので、少しでも町民が喜んでいただけるような運用の仕方をしていきたいと。

町民いろいろな方がいらっしゃいますので、平等な形の中で、スポーツ・文化やらないところからしてみたら、そこだけ特化してお金をかけてというような町民もいらっしゃるのかなと思いますけれども、そこはそことしてなるべく皆さんに喜んでいただけるような平等性を持って、この事業を今後も1年2年で終わるのではなくて、やっぱり長く続けていくためには、少しでも町の財源残しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、全く今後検討しないというわけではありませんので、もう少しお時間をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（本田 学君） いいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、8ページから14ページまでを参照してください。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、12ページの指定寄附金のところお尋ねをいたします。

今回も多くの皆さんに善意ある寄附をいただいて、100万円という総額になっております。そこで寄附をいただいた後の対応についてお尋ねをいたします。このような形で寄附をいただいて、その後、どういう形でこの方たちに対応をとっているのか、まずそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） ふるさと納税に関する事だと思っておりますが、これにつきましては、私どもレッドホースという会社に業務委託をしております。御寄附をいただいた先に対しましては、その業務先でありますレッドホースから、領収書と礼状を発送する仕組みになっております。その発送した経過につきましては、同じシステムを活用しまして、適宜こちらでチェックをすることになっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 確かに、そういうシステムになっていると思います。それで、ふるさと納税の中でも返礼品対応のふるさと納税でございますよね、その中で仮に全国各地の方が陸別町の特産品でふるさと納税をしたいという形で、今回、そういう方々からの意見を言われたわけなのですけれども、仮にレッドホースという会社を通じて、陸別町の何々という品物でふるさと納税をしたいという形をとります。そういった場合、レッドホースの方から仮に言ったら物産館、ソーセージとか、いろいろなところに行きますよね。

その中で返礼品はレッドホースを通じて、仮に物産公社なら物産公社の何々の品で返礼品お願いしますといった形をとった場合、物産公社は物産公社で必ず「今回、品物をお買い上げいただきありがとうございます」というものを出しますね、当然、品物に対して。そこで町としてレッドホースを通じて今、礼状等あると言っているのですけれども、そこら辺が全対応がないという苦情が多いのですよね。

それで、その中できちっとした納税証明書というのか、証明事項についてということで、寄附金の控除の適用ということできちっとした証明書を、必ず返礼品と同時に送るシステムになっていると思うのですけれども、うちの場合は、品物は何週間後に届くけれども、受領書については、その場合一緒でないという形の苦情等もございます。例えば、これ美瑛町でふるさと納税を受けた方で、美瑛町の角和町長が返礼品に対して、「ますますの御健勝のことと申し上げます。このたびは本町の活力あるまちづくりのために、丘のまちびえいまちづくり寄附に御寄附を賜り厚くお礼を申し上げます。今回いただいた寄附は御寄附の目的に沿い、有効に活用させていただきます。それとあわせて、寄附金受領書証明書を下記のとおり送付させていただきますので、御確認のほどよろしく申し上げます」ということで、これが住民税の寄附金の控除につながると思うのですよ。この証明書が、当然。ですから、こういうことをきちっとしなかったら、要はこの町にしたって地方交付税が削減されて、基金からの繰り出しでまちづくりを図っている段階で、この寄附金がいつ底を突くかわからないし、そういう形で、こういう寄附というのは物すごい大事なことだと思うのですよ。それをきちっと、こんなレッドホースだか何だか知らない会社に丸投げでなくて、美瑛町のように、「丘のまちびえいまちづくり寄附」というこういうものをつくって、そこから職員が愛情を持って「ありがとうございました」ということをするのが、私は本来の筋でないかなと思うのですよ。それが陸別の物を買った人が何も来ない、美瑛町から買ったら、こういう礼状か何かきちっと届いていると、そこら辺が確認してください。別に、このレッドホースを通さなければならないのか、うちの職員でできないのか、そこら辺を。そこら辺お尋ねします。もう1回。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今、ふるさと納税のお話でありますけれども、ふるさと納税

こちらのほうにレッドホースを通してですが、申し込みがあった場合に、その会社を通して町長のお礼状を送ってもらっているというのが現状です。そのときに領収書と、それからもう一つ、議員のお話の中であったのは、恐らく確定申告用の証明書等のことだとは思いますが、それについても申請をいただいてから発行されることになりますので、その申請書についても、そのとき一緒に送付することとなっております。それが、今、議員おっしゃられましたように、仮にその方に届いていないとなれば、委託している中でされていないことになりますので、これについては業者のほうにさらに確認をして、しっかり行うようにしていきたいと思います。

なお、今、町のほうでできるかどうか、できないのかということでもありますけれども、町のほうで発行することも可能ではありますが、当然、レッドホースのほうでまとめて、返礼品を送るのは陸別の業者のほうに連絡が来て、これだけの寄附の納入がありましたというのは町のほうに来るわけですから、ちょっとしたタイムラグは出てくるかなと思いますので、その辺のタイムラグもないようにしてやるとすれば、やはりいただいたときに出せる方法がいいのかなと思っているのですが、町のほうでしっかりやったほうが間違いがないということであれば、それについても検討する余地もあるなというふうに思っております。

いずれにしても、もう数年たっているわけですが、業者のほうで、このような対応ができていなということであれば、当然、こちらのほうから連絡をして確認をして、しっかりやってもらえるような調整は、させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） この財政難の中で、こういうふるさと納税、寄附、本当にありがたいことですよ。上士幌町ですか、今、北海道十勝管内でもナンバーワンの納付税額だと思います。そしてあのような立派な道の駅を建てて、来年、令和2年度に完成するという事も聞いています。だから1円でも1万円でも10万円でも100万円でも貴重なお金ですから、それはきちっとした形ですぐ対応しなかったら、これから本当に基金の取り崩しで、この町の将来どう考えるのですかといったときに大事なことですよ、本当にこれ、まちづくり。

それと、多くの寄附でふるさと納税の返礼品については、なかなか返礼する品物が無いと言いますが、今後、それに向かって商品の開発ですとか、例えば今回、町広報紙の中で寄附の方以外に、農家の方でハンバーグ200個とありましたよね。ああいうことを考えていったら、あの数字を見ただけで、200個のハンバーグセット、これをもし町の返礼品にできるのであれば、そういうことも考えられますし、「食べて、めちゃおいしいですよ」と、誰かのツイッターでつぶやいてくれたら、それが物すごい爆発的ブームになる可能性も多いし、やはりそういうことでこの町をどうやって今後立て直していくのか、活力ある町にするのかというのは、本当に大事なこのお金だと思うの

で、やはり愛情のある言葉で、愛情ある回答で、速やかにやってほしいと思います。

ここにもありますよ。美瑛は1週間で返礼品とお礼状、受領書が同日に届きました。陸別は返礼品が2週間後で、お礼状は入っていない、ファックスした組合のものが入っていました。大切なふるさと納税ですので、職員の仕事に疑問を感じてしまいました。こういうファックス届いていますよ。ですから、レッドホースだか何だかわからない会社ですけれども、きちっとした対応で、職員の方がきちっとした対応で、ふるさと納税頑張ってください。新しい商品開発もしますとか、この町のまちづくりには何が必要かということをしっかり考えて、今後取り組んでください。

最後、町長、どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このふるさと納税につきまして、レッドホースとおつき合っているわけですから、全部が全部そういうことではないとは思いますが、まずは副町長のお話あったように進めてみたいなど、そのように思います。

陸別町に指定して、こうやって納税していただくということは、本当に心ある寄附でありますので、私ども本当に感謝していますし、それはだけれども、心で思っても相手にはつながらないので、そういったことをチェックして、それ以上のものができるのであれば直でこちらでもと、そのように考えていきたいというふうに思います。

そしてもう一つ、うちの町なかなか返礼の産品がなくて、私も出たところでいろいろお願いしているのですが、何か肉でもハンバーグでもふるさと納税に使えないのかなど、協力してください。また、畑作も今のところ余りないので、そっちのほうの品物も農協さんのほうでもちょっと考えていただけないかと、そういった運動も一生懸命していきたいと思っています。議員のおっしゃることよくわかるので、そこら辺は前向きにお願いして、そして少しでもふるさと納税、陸別にというお客様方がふえるような努力をしていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、債務負担行為の補正及び第3条、地方債補正について質疑を行います。

6ページから7ページの第2表から第3表を参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般についての質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、6ページの第2表の債務負担行為の補正、それから

16ページの総務費の中の23節償還金利子及び割引料の譲渡事業償還金、それから34ページの教育費の中の同じく譲渡事業償還金、これは小学校です。それから、中学校の分の譲渡事業償還金についてお伺いたします。

これは当初予算において庁舎電算機器、それから小・中学校職員電算機器、それから小学校パソコン教室電算機器、それから中学校パソコン教室電算機器の合わせて4件、総額で3,395万8,000円のこれは元利であります。債務負担行為が提案されておりまして、今回、利率が0.02から0.1に上がったということで、いずれも増額されているわけであります。

3点お聞きいたしますが、まず今回の4件、この譲渡事業のほかに備荒資金組合に未償還残金があるのかないか。それから、2点目でありまして、この備荒資金組合の譲渡事業による防災資機材譲渡事業、これは機材を組合が購入して市町村に譲渡するものなのか、それとも実務として町が備荒資金組合から委任されて、購入契約を取り進めるものなのか。さらに、これは既に整備されているのか。

以上、3点お伺いたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） まず、1点目の未償還残金があるのかということですが、譲渡代金の償還のほかに、備荒資金組合から起債を起こしていますので、その残金があります。ただ、金額はちょっと今、手元に資料がございませんので、申しわけありません。

それから、譲渡代金の仕組みですが、これは備荒資金組合で機材を調達します。（発言する者あり）備荒資金組合で機材を調達して、それを譲渡受けるということになります。

私からは以上です。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 3点目の御質問の整備が既に完了しているかどうかということなのですが、小・中学校の公務用パソコン、それからパソコン教室ともに9月末までには整備を完了し、現在も運用をしているところでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 一応、譲渡ではあるのですが、これは財産の取得にはならないのかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） これは財産で、物品のところに含まれてくる内容であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） そうしましたら、どういう解釈だったのかわかりませんが、議会の議決に付すべき予定価格というか、価格には該当しないということ……。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時30分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 失礼いたしました。

小学校と中学校、1件当たりでいきますと、1,500万円の規定に至っていないので、議決の必要はないということであります。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第82号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第83号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第83号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第84号令和元年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号令和元年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

---

○議長(本田 学君) 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時35分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員